

第二十四回国会  
衆議院  
内閣委員会  
公聴会  
議録第一号

昭和三十一年三月十六日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事大平 正芳君 理事保科善四郎君

理事受田 新吉君

大坪 保雄君

北 吟吉君

椎名 隆君

高橋 等君

床次 徳二君

松浦周太郎君

山崎 巖君

西ヶ久保重光君

石橋 政嗣君

片島 港君

細田 綱吉君

出席公述人

東大名譽教授 神川 彦松君

法政大学教授 中村 哲君

都立大学教授 戒能 通孝君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

本日の公聴会で意見を聴いた案件  
憲法調査会法案について

○山本委員長 これより憲法調査会法案について公聴会を開会いたします。

開会に当りまして、公述人各位に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多忙中にもかかわらず貴重なお時間をさいて御出席いただき厚くお礼申し上げます。

本委員会におきましては、先般来より、本案の審議を慎重に進めて参つて

ありますが、その重要性にかんがみまして、広く公正なる世論を反映せしむるため、本日は特に公述人各位の御出席をお願いいたしました次第であります。何とぞ忌憚なき御意見なり御批判なりを承わることができれば、本委員会の今後の審査に多大の参考になるものと存じます。

それでは、これより逐次御意見を承わることになります。一応全部の御意見を伺った上で、委員各位より公述人各位に対する質疑を行うことにいたします。

なお、初めの公述の時間は、一人当たり約二十分程度にお願いいたします。なおこの際念のため公述人各位に申し上げますが、衆議院規則によりまして、公述人各位の御発言は委員長長の許可を得ること、またその発言の内容は意見を聞くこととする問題外にわたらないこと、公述人から委員に対しての質疑をしてはならないことになっておりますので、お含みお願います。

では、公述人神川彦松君。

○神川公述人 御指名によりまして私の意見を申し上げますが、私は過去四十年來国際政治学、国際政治史並びに国際法の研究に従事して参つたのであります。それで私は本日という専門家の立場からいたしまして、今の日本の憲法を再検討し、全面的にこれを書き改めなければならないということについての私の意見を申し上げたいと思ふのであります。

まず第一に、今の憲法は本来英語で書かれた憲法である、すなわち英文の憲法であつて日本語の憲法ではないというところなものであります。

この憲法がどうしてできたかという事は、実は占領中は全く、ほとんど全く日本人には知られていなかったものであります。その後に至りましてだんだんアメリカから資料が参り、また著述が出まして、初めてその真相がわかつて参つたのであります。それは、よりやく一、二年のことなのであります。

でありますから、一、二年前までは、日本人はこの憲法がほんとうにどうしてできたかという事は全然知らなかった、いわばわれわれ日本人はつんぼさじきに置かれておつたのであります。この数年來、まず第一には、マッカーサー元帥その人が本國に送りましてこの憲法の改正に関する報告、御承知のポリティカル・リオリエンテーション・オブ・ジャパンという報告、これは一九五〇年に本國に送られて公表された。これによつて初めて、大体において日本のこの憲法がどういうふうにしてできたかという経過が世界に知られたのであります。それまでは、何人も公けには知らなかつた。また國務省が出したオキニペーション・オブ・ジャパン・ポリシー・アンド・プログレスというよりな本、あるいはファー・イースタン・コミッションが出したアクティヴィティズ・オブ・ファー・イースタン・コミッションというような記録、あるいはまた占領中の内情に通じ

ておりますマーク・ゲインのジャパン・ダイアリーであるとか、あるいはハリリー・ワイルズのタイフーン・イン・トーキー、そういうふうな著書が出ました。さらには一昨年日本で、この憲法の原案が初めて天下に発表されました。——むろんその原案は、まだアメリカも日本も発表してないものであります。日本内で初めてその原案が発表されました。初めてこの憲法の原案がどういふものであるかというところが、一般に、知らうと思へば知れるようになったのであります。しかしながら、遺憾ながらまだそういう経過といふものは、日本人一般には知られてないのでありまして、ほんとうにどういう経過をもつてできたかといふことを一般に認識するに至つてないという現状なのであります。

この憲法は、普通の憲法と違ひまして、全く国際政治の産物なのであります。大体憲法といふのはみな国内政治の産物であり、また革命の推進力としての国内的政治権力の所産でなくちゃならない。ところがこの憲法に限りましては、その推進力は、一に外国の政治権力、軍事権力であった。ここにこの憲法の根本的特色があるわけなんです。いかなる革命も、いかなる憲法も、その推進力たる政治的権力なしには行われません。こんなことは、皆さんにお説法するまでもないのであります。その政治的権力が一に外国の軍事権力、政治権力であつた、こういうよりな憲法といふものは、世界あつて

この憲法以外にはありません。これに若干似ておるのは、ドイツのボン憲法だけでありまして、また従つて世界の憲法史上にも全く類例のない憲法でありまして、従つてこういう憲法といふものは、普通の憲法とか、普通の憲法史だけではわからないのであります。全く国際政治史、また国際政治学的な観点から研究しなければわからないという事は当然のことでありまして、これがすなわち私がこの問題に対して深甚の関心を持ったわけなのであります。

こういうわけで、今の憲法が外国の軍事権力、政治権力の所産であると申しましたが、それは言うまでもなく戦勝国、特にアメリカであります。戦勝国の占領政策の産物なのであります。この第二次世界大戦といふものは、無条件降伏といふ実に有史以來前例のない主義政策のもとに遂行され、また終結いたしました。これは私が専門としております国際政治史から申しまして、実に前代未聞の主義方針であります。その主義方針からこの憲法が生み出されたのでありますから、その主義方針が何であるかといふことを知ることが、この憲法の性格を知ることの第一なんでありまして、それはもう全世界に知られておるのです。世界においてだれも知らぬ者がないというほど知られておるいわゆる五つのDの政策といふものがある。五つのDの政策といふものをアメリカは戦争政策とし、また占領政策とし、占領目的としたわけでありまして、この五つの政策とい

うのはDという言葉で始まっており、また資本主義国の親玉である米英の主たる目的でありまして、戦敗国たるドイツや日本を完全に非産業化する、非近代化する、できれば中世期の農業生産国にするというのが本来の目的であつた。それを普通モーゲンソー・プランといつて、戦争中から世界に知れわたつておつたことは御承知の通りであります。むしろその通りは実行できまして、モーゲンソー・プランを緩和はいたしましたけれども、ドイツ及び日本を完全に非産業化して、そして世界の資本主義市場というものを米英が永久に独占したいという考え方を持つておつたのが第三であります。ところがそのことは同時に第一、第二の政策と相通するのであります。第二の政策と相通するのは、近代産業化とすることはできない、国家として非近代化せしめることとは、すなわち非軍事化せしめることとなつております。従つてこれは要するにドイツとの両面でありまして、結局は第一、第二の目的にもかなうことなのです。これがすなわち第三の政策である。第四はドイツの伝統的システムでありまして、すなわちドイツの現われでありまして、すなわちドイツや日本に対して政治的、行政的、経済的、文化的、あらゆる面においてドイツをライズせしめるという政策をとつたのであります。ドイツにおいてはそれが十分に行われましたが、ちつぽけな日本では行われませんでした。しかしながら得る限り占領軍は行政的に、また経済的、文化的にドイツをトラライズしたものであります。

第五がいわゆるデモクラティゼーション、民主主義化であります。民主主義化こそ日本において最も力強く宣伝されましたが、しかしながらアメリカのデモクラティズムは言うまでもなくアメリカのデモクラシーを世界にしくといふことで、いわゆるアメリカン・オブ・ライフなのであります。アメリカの生活法を全世界にしていまして、アメリカの経済的、政治的、文化的勢力を全世界にいきわたらせることが本意でありまして、この五つの政策、これを実現することが米英の戦争目的であり、占領政策であつたわけでありまして、これを実現するために無条件降伏といふ従来前例のない徹底的政策をとつたわけでありまして、であります。この五つの政策を実行しますのに、無条件降伏といふこれまた前代未聞の政策でありまして、いまだかつて行われたことはなかつたのであります。要するに戦敗国といふものを一時滅亡せしめるのであります。これをローマ法ではデベラチオと申しました。すなわち戦争によつて絶滅した状態に陥れて、軍事占領の間に戦敗国を思う存分あらゆる方面を料理する。すなわち今申しました五つの政策といふものを思う存分に実行するの、すなわち無条件降伏であるわけでありまして、であります。ボツダム宣言にしても、また降伏文書にいたしましても、これは決して条約でも合意でもありません。これは全く一方的な命令なのであります。このことはアメリカ本国がマッカーサーに与えまして、その権限の文書によつてはつきりたつておる。ここでは時間がありませんから、詳しくは申しませんが、要するにマッカーサー司令官に絶対的な軍事独裁権を与えたのであります。何もその制限されないものであります。日本とは何ら条約も合意もないのであります。全くアメリカ及び最高司令官がやりたいと思ふことも、またやる必要のあることは何でもかんでもできる。いはば絶対的軍事独裁権をマッカーサーに与えた。そういう軍事独裁権を持つて五つの政策を実行したので、すなわち占領当時であつたわけでありまして、この軍事占領、軍事統治の結果といつてしまつて、今の憲法ができたのであります。ところがこの憲法を作つたといふことは、アメリカは戦争中から考へておりました。さすがにどうも先見の明のある国でありまして、戦争の半ば以後、日本を無条件降伏させた後どういふふうに日本を治めようかといふことを、国務省と陸海軍の三省の合議体でもよく研究しておりました。そして終戦になりました。同時にその政策を次々にマッカーサーに授けたのであります。マッカーサーに授けたのであります。その中に明かに日本の政治制度を改革するといふ一項があつた。すなわちマッカーサーは初めから日本の政治制度を改革する。すなわち日本に政治的、革命的な改革するといふ権限が与えられていたわけでありまして、ところが遺憾ながら占領の年の末にマッカーサーの手からその権限は極東委員会に移つてしまつたのであります。すなわち終戦の年の十二月二十六日のモスクワ三國協定によりまして、日本の占領統治に関する最も重大な政策とか原則とか、標準といふものは、全部これは極東委員会が作る。ただマッカーサーはこれをインプルーブメント、それを実行する任に当るといふ明確な協定ができて、

マッカーサーは憲法に手を入れる権限を失つてしまつたのであります。このことは占領の翌年一月に極東諸国委員会の人々がマッカーサーをたずねましたときに、マッカーサーはたずねられた。もう自分は憲法に関する権限は失われた。ところがアメリカにおいてはそうではなかつたのであります。アメリカ本国におきましては極東委員会が発足する前に、新憲法という既成事実を作つてしまつたといふ決意を固めました。終戦の翌年の一月七日、国務省、陸海軍の調整委員会、SWNCと普通いわれておりますが、ステート・ウオー・ネーヴィー・コーディネーティング・コミッティという名前でありまして、その委員会が大急ぎで日本統治制度の改革、すなわちレフオーム・オブ・ガヴァンメント・システム・オブ・ジャパンといふことをきめた。これはSWNC二二八の文書にあるのであります。このSWNC二二八の命令によりまして、マッカーサーはたちまち憲法を作つていふ決意を固めざるを得なかつたと思ひます。これがすなわち占領の翌年の二月二日でありまして、そこでマッカーサー元帥はこのアメリカの命令と、アメリカの提供しました材料を基礎にいたしまして、部下を奮励いたしまして、わずかに一週間、すなわち占領の翌年の二月四日から二月十日に至る一週間、今の憲法の原案を作つたのであります。しかもそれに関係した者はしろうとでありまして、ただ一人憲法の専門家といふものは入つていなかった、しろうとがでつち上げたのであります。材料は本国から来ておりますから、本国の材料によつてマッカーサーの部下の者

がわずか一週間で作りましたのが、大  
体において今日の憲法の原案なのであ  
ります。ところが二月十三日に、御承  
知のように、ホイットニーがケーデ  
スなどを引き連れまして、当時の吉田  
外務大臣、松本國務大臣をたずねて、  
それを下げ渡している。これをものと  
して憲法を作れ、この通りの憲法を作  
れとは言わないが、しかしながら根本  
原則及び基本形態、フオンドメンタ  
リ・オブ・プリンシプルス・アンド・  
ページ・オブ・フォームズという言葉を  
使ひまして、根本原則及び基本形態と  
いうものは全部ゆるがしてはいかぬ。  
もしもこの憲法を作らなければ、天皇  
の身柄も保障するわけにはいかない。  
天皇のからだを保障するわけにはいか  
ない、こういうことを申して日本に憲  
法の改正を迫つたのであります。そこ  
でいろいろ紆余曲折があります。と  
にかくどうしてもこれに従うほか道が  
ないといふので、とうとう三月四日か  
ら五日、マッカーサー司令部におきま  
して、日本から出ましたのは結局は法  
制局の佐藤達夫君一人でありまして、  
佐藤達夫君一人と、向うはホイット  
ニー、ケーデス、その他司令部の首  
脳部が総がかりで、一夜のうちに、今  
のマッカーサー原案というものを基礎  
にして、逐語訳的に日本の憲法にいた  
したのであります。これは大体におい  
て先に申しましたマッカーサーの原案  
と同じでありまして、ただわずかに二  
カ条だけが変わつたのであります。そ  
他多少の違いはありますが、結局九  
五%までは全然もとの通りのものなん  
であります。そうしてでき上りました  
ものが三月六日の憲法改正草案であ  
ります。これがすなわち世間でマッカ

サー憲法原案と呼んでゐるものであり  
ます。マッカーサー憲法原案なるもの  
がすなわち三月六日にできたのであり  
ます。このマッカーサー原案という  
ものがもし発表されますならば、これ  
は全く英語の憲法である。また司令  
部が作ったものであるといふことがは  
つきりわかりますために、アメリカの政  
府も、従つてまた日本の政府も、今も  
つてよう発表しないのである。さすが  
のマッカーサーも良心に恥じるのでし  
う、今もつてこれを世界に発表しな  
い。しかしながら幸いに一昨年六月、  
日本の渡辺鏡蔵氏が発表してしまつ  
た。でありますから、これをわれわれ  
しろうとが読んでも十分わかるのであ  
ります。私も現に持つてきてゐるので  
あります。今の憲法には英文の憲法  
がついてゐる。コンスティテューシ  
ョン・オブ・ジャパンという英語の憲法が  
ついてゐる。これと比較対照しますと  
九五%は同じことである。結局今の憲  
法といふものは、マッカーサー憲法原  
案といふものを日本語に逐語訳したも  
のにすぎない。とにかく向うの書いた  
ものを日本語に訳すのであります。し  
ろろとがつかつたのであります。から、  
多くの点において拙訳、誤訳が今も  
つて残つてゐるのであります。そういう  
憲法がすなわち今の憲法なのでありま  
す。もちろんその後多少変りました。変  
りましたけれども、そのおもしろいもの  
はファースト・コミッションの  
指令によつて変つたのであります。  
それはファースト・コミッションの  
の記録を見れば明白であります。結  
局日本側のイニシアチブで変つた  
ものではないのであります。日本側のイ  
ニシアチブで変つたものも多少こま

い点があります。しかしそれとても決  
して日本側がきめたものではない。な  
ぜならば、これはみな司令部が許可し  
て初めてできたものであります。な  
ぜならば、これは司令部の承認のもと  
にできたものであります。この訳語  
の一点一句といふことも、向うの承認  
なしにはきまらなかつた。かくのご  
とくにして、要するにおもなるところ  
は、すべてみなと言つてもいいくら  
い、向うのイニシアチブによつてき  
まつたものであります。ところがこ  
ういふことをすべてみな当時は秘密に  
したのであります。なぜならば、これは  
マッカーサーが、またアメリカが、極  
東委員会を出し抜いて作らなければな  
らないから、どうしても大急ぎでやら  
なければならぬ。また極東委員会の  
指令を無視したのである。極東委員  
会がこの指令を幾ら公表せよと迫つて  
も、決してこれを公表しなかつたので  
あります。そうしてまた極端なる検閲  
政策をとつた。当時はすべての出版  
物みな事前検閲のもとにやつたのであ  
ります。その真相が日本なんかには知  
れるはずはない。また世界にもなかな  
か容易には知れなかつたのでありま  
す。そういうわけでありまして、要す  
るに極秘のうちにやつたのでありま  
す。なぜそういうような政策をとつた  
かといふことは、マッカーサーがしば  
しば述懐してありますが、マッカー  
サーはこういうことを申しておきま  
す。マッカーサーといふことも、こ  
ういふ憲法のやり方がいふとは思つて  
ないのです。確かにこの憲法のやり方  
といふものは間違つてゐると思つて  
いる。これは先ほど申しました本國政府  
に対しますところの報告のうちで、こ

う言つてゐるのです。およそ権力や優  
越な軍力によつて強制されたもの  
は、圧制の色彩を帯びるばかりでな  
く、ほんとうのデモクラシーの対照  
物、アンチテーゼである。だから本  
来、アンチテーゼといふものがデモク  
ラシーであるはずはない。従つてこん  
なふうにして憲法ができたといふこと  
が、やがて日本人にわかれば、幾ら日本  
だつてこれを愛えようといふ考へにな  
ることはわかっているから、あたかも  
日本人が自分の手で作つたかのように  
やらなくちゃいかぬ、そのためにそ  
ういふやり方をしたのだといふことを、  
しばしばマッカーサーはその後語つて  
ゐるわけでありまして、でありますから、  
悪いことは知つてゐるのであります。け  
れども、それがわかつてしまふと、あ  
で日本人が愛えてしまふに違ひない、  
こゝろ考へたのでしよう。これはもう  
しばしば言つてゐるのです。銃剣によ  
つて日本人に押しつけられたならば、  
その銃剣が存在する限りは存在し、軍隊  
が撤退しかつ日本人が彼ら自身が勝  
手にせられると、その瞬間に彼らはそ  
の憲法から免れるだらう、こゝろいふこと  
をしばしばマッカーサーは言つてお  
ります。これは当然のことなんです。であ  
りますから、マッカーサーはすべての  
ことを秘密のうちに運んだわけなん  
であります。かくのごとくにしてできた  
のがすなわち今の憲法であります。か  
ら、これは本来マッカーサー憲法の原  
案ほとんどそのままである。これを細  
訳、誤訳したものが今の憲法である。  
でありますから、もしほんとうなら  
ばこれは英語で発表すべきものなの  
です。これを下手な日本語で発表した  
から今日問題が起つた。もし初めから

フル・テキストを出しておいてくれ  
さえすれば問題はなかつた。だから  
今日でも日本の憲法にはコンステ  
イション・オブ・ジャパンとい  
う英文がついてゐる。だれでも憲法  
を最初研究いたします場合には、原  
語にどうなつてゐるのかといふこ  
とを探る。原語がこゝろなつてゐる  
といふことを知つて日本語の翻訳が適  
当かどうかを判明する。だからコン  
ステイション・オブ・ジャパン  
がオリジナル・テキストだとい  
ふことを知つてゐるし、日本の六法全  
書にはすべてコンスティテューシ  
ョン・オブ・ジャパンがついてゐるの  
です。だから本来正直な政府ならば、ま  
た占領統治中ならば、英語で公布し  
しかるべきものなのです。それをい  
ろいろな細工をして、これをあたかも  
日本政府が作ったやうに、日本人が作  
つたやうに、また御丁寧に明治憲法の  
七十三条なんかでやつたかのように  
やつたから、問題が残つたのであり  
ます。今は日本の中学生に教師が、今  
の憲法はこのままだいといふ言ひま  
す。と、すべてみな異口同音に、このま  
まではいかぬ、どうしても直さなければ  
いかぬと言ひます。なぜかといふ  
その説明を聞きますと、今の憲法は  
なづかひが違つてゐる、これは旧式  
なづかひである、これは新式かなづ  
かひではない、だからこれは全部書き  
直さなければいかぬと言ひます。そ  
うであります。昭和二十一年の五、六  
月ごろにはまだ新式かなづかひがま  
つた。旧式かなづかひがまだだか  
ら今の憲法の本文は旧式かなづかひ  
になつてゐる。旧式かなづかひから直

さなければならぬというのとはもつともなことです。でありますから、もし今の憲法がほんとうに英語で公布されておつたらんなさい。これは小学生といえども、これはいかぬ、これは英語の憲法です、これはどうしたって日本語の憲法に直さなければならぬと言つてしょう。中学生ですらそんなことはわかるのです。それがおとなの日本人にわからぬというのはどうして不思議なことですか。(笑)どうしてこんなことがわからないのですか。これは何と言つてもマッカーサー憲法でしよう。すなわちスターリンが主になつて作つた憲法はスターリン憲法です。一九三五年のソビエト憲法はスターリン憲法といつていい。また一八七〇年のドイツ帝国の憲法はビスマルク憲法といわれている。また明治天皇の憲法は明治憲法といわれているでしょう。これはそれでいいわけでしょう。実際スターリンが作つたのですからスターリン憲法、ビスマルクが作つたからビスマルク憲法、明治天皇が主になつて作られたから明治憲法でけつこうなんでしょう。マッカーサーが主になつて作つたのだから、マッカーサー憲法と言つて何が悪いのですか。これは天下公明なことはないじゃないですか。マッカーサー憲法と言つたらマッカーサーが喜ぶでしょう。マッカーサー憲法が喜ぶでもそのままで残つていくというのでは、ほんとうはマッカーサーの本意ではないと私は思いますが、とにかくマッカーサー憲法には相違ない。マッカーサー憲法原案ならほとんど誤訳はない憲法なんですから、これがマッカーサー憲法でなくどうしますか。でありますから、こ

ういうマッカーサー憲法に対しては、日本国の忠良なる公民である私は、遺憾ながら腹から忠誠の念をささげることができません。(同感々々)と呼ぶ者あり)私はこれは日本国民に対して訴えたいのです。もしほんとうにこの憲法に忠誠の念をささげる人があるとしたら、それは、それこそマッカーサー帝国の忠良なる臣民に違ひない、私は考える。遺憾ながら日本にはマッカーサー帝国の忠良なる臣民が一ぱい満ちてゐるのです。実に遺憾千万なことあります。何としまして日本人は日本人の日本にしないといけません。いつまでも日本がマッカーサーの日本であつてはいけません。なるほどソ連はスターリンのソ連であつてもいいかも知れません。またドイツはビスマルクのドイツであつてもよかつたかも知れません。またある場合には、日本も明治天皇の日本であつてもよかつたかも知れません。しかしながら、われわれの日本は、何としても日本人の日本でなければならぬ、こゝろ私は確信するものであります。これが私の意見であります。(拍手)

○山本委員長 委員長より公述人各位にお願いを申し上げます。速記者が、英語を多く使われると速記が大へんとりくいと申しますから、英語を御使用の場合は、なるだけごゆっくり御発言をお願い、その訳をおつけ下さるよう、特にお願い申し上げます。

○中村公述人 ただいま神川彦松先生から、憲法を改正すべきであるというお話がありました。その際神川先生は、国際政治の専門の立場からお話になつたのでありますが、私は、戦前

台北帝大に十年間憲法を講じておりました、その後終戦後は、法政大学その他で憲法を講義しております。そういう憲法を講義しております経験からいって、この今の憲法について、むしろ批評はあります。憲法の学問をするからには、各国の憲法と比較していろいろ検討しなければならぬわけですが、ことに、旧憲法と新憲法と両方講義して参りました関係上、いろいろこれについての批評は持つております。しかし、現在ここで憲法調査会というものが作られんとし、それによつて単なる調査でなくて、われわれは研究上今の憲法のいい悪いを検討するといふだけですが、そういうのでなくて、ここに憲法調査会というものを作つて、実際は憲法の改正を強行しようといふ、こゝろ、こゝろのことについては大へん問題であると考えます。ことに、この調査会法案の提案理由などを見ますと、抽象的に、憲法のいいところ悪いところを検討するのだといふことを書いてありますけれども、すでに世間には、半公け的に各政党の憲法改正案というものが公表されておまして、新聞などで伝えるところによりまして、さういふ従来の改正案を総合し、これを調整して、大体さういふ改正案を政府は作ろうとしてゐるのであるといふことが、再三新聞などに伝えられてゐるのです。さうしますと、ここで調査会法案といふものが出されておまして、けれども、実際にはこの一、二年の間に出来ておる改正案をまとめて、そしてそれを強行するためにさういふ法案ができようとしてゐることは明らかだと思ふのであります。さうなりますと、さういふ具体的な今の段階における改

正といふものを承認していかどうかといふことになりまして、これはわれわれが学問的に、憲法の長所短所をただ客観的に検討するといふことは違つておまして、明らかにこれは政治問題であるし、また現在の国際情勢の中でさういふ改正をするのがいいかどうか、こゝろ問題になると思ひます。

先ほどから神川先生は、マッカーサー憲法といふことを言われましたが、これは、政治家がマッカーサー憲法といふふうに失言されることは、あり得るかも知れませんが、先生のようにな国際政治の専門家が簡単にさう言われることについては、ちよつと疑問を持たざるを得ないのです。なぜかと申しますと、前の憲法を明治憲法といふのは、明治の時代に作つた憲法だといふ意味でありまして、またかりに明治天皇の作つた憲法であるといふのであるとするならば、それと同じ意味において、今の憲法をマッカーサー憲法といふことはできないのです。明治憲法は御承知のように、マッカーサーに比較しますと、ちよつと伊藤博文という人物がおりまして、その伊藤博文のもとで井上毅というドイツ学者が主として原文を作りまして、伊藤博文の名において天皇の御前會議にかけた憲法です。さうして、その天皇の御前會議で承認されたことから、これは天皇の作つた欽定憲法だ、こゝろいわれております。それと同じような意味で今日の憲法をいふならば、マッカーサーに相当するものは井上毅というか、伊藤博文であります。その井上毅や伊藤博文の作つた原案を国会が検討して、さうして修正すべきところは修正して承認し

たのでありますから、それは国会の作つた憲法といわなければならぬ。原案をだれが持ち出したかといふところでマッカーサー憲法といふのであれば、それは、旧憲法の場合に、伊藤博文の作つた憲法だとか、井上毅が押つけた憲法だといふのと同じであります。これは、憲法學上はさういふことは從來言つておられません。

さて、さういふことは別としまして、今日ここに出されております調査会法案の説明を見ますと、この説明の理由によりましてこの法案が作られるといふのであるとしますと、この法案の説明は、非常に根拠が薄弱であるし、ある部分、多くの国民が納得できないような理由を含んでおると思ひます。法案の内容については、これはほとんど制度上の問題ですから、あまり問題はないかと思ひます。それでも多少——たとえば、国会にこゝろものを付置させないで、国会の委員会としないで、内閣に置いたということが問題ではないか、これは非常に大きなことになりまして、その他については、調査会の構成そのものについて、それは問題はないかと思ひますが、しかし、さういふ調査会をなぜ設けるかといふことを、国が、しかも内閣が責任をもつて理由としてあげておるこの理由書といふものは、実に矛盾しておるし、間違つておるし、これは全然提案の理由にはならないと私は思ふのです。そこで、少しこれを検討してみたいと思ひます。

まず現行憲法が民主主義、平和主義並びに基本的人権の尊重にその基本的原則を貫いておるというところは、何人も不可とするものではない、これは当

然でありまして、このことを内閣あるいは国会の諸子が明瞭に自覚されておるならば、今日簡単に憲法改正というような問題は出てくるはずはないと思う。現在の憲法はど各國の憲法に比べて民主主義的であり、平和主義的であり、しかも基本的人権の保障においてよその国よりも嚴重であるという憲法は——私は、比較憲法上はこれが最もすぐれた憲法だと思ひます。それにもかかわらず、現在ですにもう改正意見として出ております。自由党あるいは旧改進黨、それから自主憲法期成同盟、それらの改正案と申しますものは、民主主義、特に国会の権限をある程度制限しておる、そうして執行権を強化するとか、あるいは平和主義という点では、國際紛争の起つた場合の話し合ひの政治の余地をなくして、むしろ武力的な解決に頼まうとしている。そうして再軍備をしようとしている。また基本的人権については、個々の条文について制限規定を設けていないために、一般の國民は、何か基本的人権には改正案は触れていないかのようでありまして、實際には原則的な規定を設けまして、法律によつてするならば、基本的人権はどういうふうにも制限し得るというふうな規定を加えてゐるのです。これは大へんな問題でありまして、旧憲法時代はまさにそうでありました。法律をもつてするならば、權利や自由は制限し得たのです。ところが今の憲法でいう基本的人権というのは、法律をもつても制限し得ないというところに、思想の自由や言論の自由の問題があるのです。ところが戦時中は、言論や思想の統制法を次々に出しまして、そのときそのとき

の政治情勢によつて言論統制や思想統制その他をやつたわけですね。宗教の弾圧もやつてゐるわけですね。それと同じことを、この各改正案は共通して、法律によるならば制限し得ないと言つてゐるのです。そうなりますと、これは基本的人権を尊重することではなくて、基本的人権を旧憲法時代に戻すことなんです。そういう点で、もしこの民主主義と平和主義と基本的人権の尊重というものが基本的原則で、これが最も大切だということならば、簡単に今改正案を持ち出すはずはないわけですね。次にこの理由書は「現行憲法が昭和二十一年占領の初期において連合國最高司令官の要請に基き、きわめて短期間に立案制定せられたものであり、このういふうちに断定しておりましたが、もともと終戦後憲法を作るといふことは、これは連合國司令官の要請によるまでもなく、われわれがあつた戦争の経験に基きまして、軍国主義と独裁政治が再び起らないためには、どうしてもここに憲法の改正をしなければならぬ、民主的な憲法を作らなければならぬ」といふことをわれわれは主張しました。当時私どもの先生である美濃部達吉先生は、憲法の改正は必要はない、憲法が悪いのではなくて、独裁政治や軍部が悪かつたのだから、改正する必要はないと申されましたが、私は、これに反対でありまして、やはり憲法改正をしなければ、再び戦時中のあつた誤りを犯すというので、憲法を改正すべきだといふ主張をしておりまして、こゝういふ言論は、國民の中からいろいろな形で出されておりましたし、当時民主的ないろいろな政党なども、そういう意見を持っておりました。

た。現に東久邇内閣当時でも憲法改正の動きがありまして、私も多少當時は、その動きに関係もいたしました。ですから、その当時でさえも憲法を改正すべきだといふ声はあつたのです。ことにポツダム宣言によれば、日本の民主主義の復活強化といふことを言つておりました。日本で民主主義の復活強化をするためには、ただ政治を民主的にするといふだけでなく、その政治のよつてきた憲法、つまり戦争中は、一たび事をしようとしたとしても、憲法に違反するとか、あるいは国体に違反するといふこと、すべて政治がやれなかつた。そういう憲法上の制約を撤廃して、ほんとうに國民中心の憲法を作ることが終戦後の日本の再建の道であり、世界の趨勢に合致することだつたのです。そういうことから、何もマッカーサー司令官によつて急にこの憲法改正が持ち出されたわけではないので、当時の心ある者は、みな憲法改正をしなければならぬといふふうに考へていたわけですね。しかももう少し具体的に申しますと、この連合國司令官が憲法改正を要請したといふのは、おそらく近衛氏に對して要請したことなどを言つたのだと思ひますけれども、當時ですといふいろいろな方面で憲法改正の必要がいわれておりました。それを當時の政府が忽ちておりましたために、たまたま近衛氏に会つたときに、マッカーサーがそれを示唆したわけですね。それからさらに、今の憲法は、マッカーサーの押しつけた憲法であるとか、あるいはマッカーサー憲法であるとかいふふうなことを輕々しく申しますけれども、そのことは大へん私は間違ひだと思ひます。というのは、この文章としましては、すぐ次で問題になることです。「眞に國民の自由意思によるものにあらざることは否定しがたき事實であります。」といふことを提案理由にしているのです。果して國民の自由意思によるものでないといふことをどうして証明するのかといふことです。

それは、まず先ほどから神川先生の申されるように、マッカーサーが原案を出したといふところと相當問題があるかと思ひます。ところがこのマッカーサーが政府を通じて原案を国会に出したといふことは、当初からマッカーサーの方で考へられたことではないのです。この点は先ほど申された民政書によりまして、アメリカ側がそのことを明確に言つておりました。というのは、アメリカとしましては、最初から憲法草案を用意したのじやなかつた。日本政府がいわゆる松本案といふものを準備しておりました。これは公表されておきませんでした。ところが、その占領報告書によりまして、また私自身の記憶によりまして、毎日新聞が當時これをすつぱ抜いたわけですね。それを連合國側は見まして、政府が改正しようとしてゐる内容はこゝういふふうな程度の改正なのか——あの改正案、発表されました松本案と称せられぬのは、天皇の権限にはほとんど触れないで、議会の権限を多少ふやすといふ程度のものでした。そういうものであるとすれば、これは日本の民主政治の方向に合するものではない、こゝういふふうにアメリカ側としては痛感したわけですね。そこでさつそく政府に、

今作つてゐる原案を持つて来いといふことで、アメリカ側がそれを要求したといふふうに書いてあります。そこでアメリカ側としては、政府がこゝういふ非民主的な草案を作つてゐるようではいけないからといふので、急に民政局が草案を作り始めた。ことにその民政局の報告書の中には、その毎日新聞に発表された政府案なるものに対して、日本の民間側ではいろいろ反對があるといひつています。われわれはそれに対して批評し反對したわけですね。政党内閣に対して批評したわけですね。つまり日本が民主化しようといふときに、こんな旧憲法そのまゝの草案を作つてゐるのではだめだといふことを批評した。つまりそのことによつて、アメリカ側としては、當時の政府にまかせられないといふことで、初めてそこで草案を作ることを用意し始めたわけですね。そうしますと、われわれ國民が民主的な憲法を作れといふ要求は、松本案よりも、むしろその段階においてはマッカーサー司令官の方からいふ意思を反映してくれたと言つてもいいと思ひます。先ほどからの神川先生の言論の中に、アメリカの占領下で作つたものはすべて悪い、すべて占領政策だといふ一方に断定されますが、日本の民主勢力の中でも、そういう見方がないわけではありません。ちやうど裏返したように、日本に對するアメリカの政策はすべて植民地化政策だ、こゝういふ判断をする見方があります。しかし、それはやはり極端なのでありまして、占領下においてアメリカのやつたことには、いいこともあれば悪いこともある。やはりアメリカは、日本に比べますと民主政治といふ点では

先進国でありましたし、ことに戦争中の日本なんか比べたら、比較にならないわけですから、そういう意味で、アメリカが占領下において日本に教えたものの中には、非常にプラスもある、欠点ももちろんあります。それを、すべて日本を従属させるための政策であつたというふうに断定することは、歴史を分析する仕方ではなくして、非常に独断的なものの見方だと思ふのです。それでアメリカとしまして、占領下においては、アメリカ本位に日本憲法の原案を作つてゐるわけではないので、それだけに今アメリカとしましては、アメリカの都合のいいような再軍備を要求しようとする場合に、日本の戦争放棄をした憲法がじゃまになつてきたわけです。このことは、アメリカが自分の都合のいいように憲法を作つたのじゃないというのを意味しておると思うのです。今改正が持ち出されてゐるのは、まさにアメリカの要求する再軍備のためであります。そういう意味でも、今の憲法が矛盾しているわけです。そういうふう

に、憲法の条文の中にはいろいろの要素がありますが、これを、一がい占領行政の現われだと言ふことはできないと思うのです。むしろそういう占領行政の現われだと言つて改正を言つてゐる人は、何を言おうとするかといへば、今の憲法の中にある国民中心の基本的人権を尊重したり、国会が中心であつたりする、それを改正しようと言ふのでありますから、それは、つまり今の憲法の内容があまり国民本位にできてゐる、国民本位にできてゐるということ、これは占領政策だ、こういう

ふうな非常に矛盾したことを言つてゐるわけです。さて話が余談になりましたが、問題になつてゐるのは「国民の自由意思によるものにあらざることは否定したが、き事実であります。」という断定をどうしてできるのか、当時原案は、確かにアメリカ側から出されたが、これを日本の法制局なんかが折衝しまして、そして一応受当な線のところまで持ってきた。そしてこれを国会にかけたのです。そしてその国会では、百日余り審議しまして、そして修正すべきところは修正し、衆議院においては四力条、貴族院においては三力条の条文を加えました。それから全面的に条文の字句を訂正しておられます。そういう国会、皆さん方の今願つておられるこの国会、その前身である帝国議会は、これは国民の意思を反映するものと見るほかにないと思ふ。皆さん方の御意見自身が国民の意思を反映するものと思ふのであります。同時にまた、当時の帝国議会は国民の意思を反映したものと見るほかにないと思ふ。当時の議会は国民の意思を反映しなかつたのだと言ふならば、これは議會そのものを信用しないということでありまして、内閣が議會を信用しないというところはわかりますけれども、その内閣の出たそういう理由を国会が承認するといふのはおかしいと思ふ。そして國民の意思といふものは、時の国会と違ふときもあるでしょうけれども、しかし一応国会に現れたものを、國民の意思と見るよりほかにないと思ふ。このことが憲法においても、国会は國民の代表機関であると言つてゐる理由であります。であります

すから、その議會在修正すべきところは修正し、承認した。最後的にはその議會在内容を決してゐるのです。まゝの申込みをしたのじゃないのです。しかも審議権そのものを動かされたといふことではないので、ただだれが原案を出したか、その原案をどういふふうにして了解してこれを受け入れたか、その責任をとつたのは國民を代表する議會ですから、その意味で、議會が承認したものは國民の意思と言わざるを得ないと思ふ。また当時の議會は、そのマッカーサー草案と称せられるものを自由に検討したといふことは――本来旧憲法の手続によつて改正するならば、旧憲法の七十三条によりますと、憲法の改正案といふものは、勅命をもつて議會の議にかけるのです。それで、このマッカーサー草案といふものは勅命の形で議會にかけられたわけですが、その場合に、旧憲法の改正の法的性質としましては、天皇のみが発議権を持っております。議會側が発議権を持っておりますため、旧憲法における憲法の改正といふ場合には、議會は新しい条項を加へ得ない。出された原案を修正することはいいが、新しい条項をここに加へますと、その部分については天皇の発議権を侵すことになるから、憲法改正の場合だけは、普通の法律案と違ひまして、新しい条項は加へ得ないといふのが、旧憲法の定説であります。ところがあの議會では、相当自由に討論しまして、衆議院においては四力条、貴族院においては三力条加へる、そうしていろいろな部分の新しい言葉を加へてゐる。そのくらい自由に、いわゆるマッカーサー草案といふものを検討し

てゐるわけですから、でありますから、これを簡単に、國民の自由意思によるものでないといふふうに言ふことは、間違ひであると思ふ。それからさらにその次に「過去約九十年におけるこれが実施の経験にかながみまして、わが國情に照らし種々検討を要すべき」ものがある、こういうふうに言つておられます。まず國會として、作られた憲法が果して守られてゐるかどうか、こういうことを検討するのが当然だと思ふけれども、その作られた憲法が、いろいろな形で事実守られてゐない点があるわけですから、その守られてゐない点について、なぜそういうことになつてゐるのか、そういう憲法違反の行為に対してどうするか、こういうふうな検討を、國會として今まで十二分にやつてこれ、また内閣がその違憲の事実に対して、九十九条のいうように、憲法擁護の義務から、特に憲法を守つていく、こういうことを十二分にしてきたならいいですが、その逆に、憲法に違反する事実が出てきた場合に、その方に加担して憲法の条文を再検討する、こういうことは、本来九十九条でいう憲法擁護の義務を持つてゐる政府や國會の方々としては、どうもその責任を果してゐるようには私どもには思へない。もともとこの憲法は、日本の民主化のために作られたものです。憲法の基本精神は、この中で言われてゐる通り、民主主義と平和主義とが基調になつてゐる。そういう民主主義や平和主義という点では、日本は、あの終戦までは、軍国主義や独裁主義にわすらわされておりました、ほんとうに民主主義や平和主義の方向に進むだけの実

力を持つておりました。そのために、たまたまここに憲法の力をかりて、そして民主的な平和的な憲法の示すところに従つて、実際の社会の突情をそこまで持つていかなければならなかつた、そういう努力をしななければならなかつたのです。このことは、憲法制定のときの衆議院の附帯決議の中にも、そういう憲法の条文に沿つて日本を民主化することについて、あらゆる努力をしななければならないといふことを言つてゐる。そのくらいでありますから、実情を憲法に合せるといふことに努力しなければならぬのに、逆に民主化されてない実情の方に憲法を逆行させようとする、そして、あたかも旧憲法時代に戻せようとするような改正といふものは、日本のとるべき方向ではないと思ふ。

そこで最後に、この文章を見ますと、この際新たな國民的立場に立つて憲法に全面的検討を加へる、こう言つておられますが、新たな國民的立場とは何か、自主的な國民的立場とは何か。これは、最近アメリカの極東政策に基いて再軍備が要求される、それに基いて憲法の改正をして、戦争放棄の規定を棄ててしまふ、そういうことではなくて、そういうふうな外からのいろいろな要請や圧迫がありまして、きざんとしてこの平和の憲法を守り抜くといふことが、新しい國民的立場であると思ふ。その意味からいへば、この政府の提案理由は非常に矛盾しておりますし、こういうふうな理由でもし憲法改正のための調査会を作るとすれば、未代までその恥を残すことになると思ふ。

それから調査会の構成の問題ですが、本来こういう調査会というものは、国会が発案——憲法改正の場合でも発案するの筋でありまして、内閣がほかの法律案と同じように憲法改正の発案をしても、それをもって直ちに憲法違反というふうには私は言えないと思ひますが、しかし本来は、やはり国会が国民に対して発議するほどでありますから、改正案を作るといふ場合でも、国会の内部で調査会ができて、そしてそこで調査や審議が行われる。

ある場合にそれが発案されるというふうなことが自然であると思ひます。

が、それをなぜ内閣に置くのか。おそらくその理由として、国会に置いたのでは、国会議員だけの構成になつてしまふ、学識経験者などは国会の委員会で加えられない、こういうふうに行われるのだと思ひます。ところが学識経験者と申しましたも、つい先ごろの小選挙区を審議したあの選挙制度の委員会でもわかりますように、学識経験者全員が反対してしまふ、強引にああいうふうにして通してしまふ、こういうことでは、内閣に調査会を設けて学識経験者を二十名も入れるといひましても、実際はそうした人たちの意見はあまり尊重しないのではないか。今の政府では、おそらくそういうやり方になるのではないと思ひます。これでは、政府に調査会を設ける理由がないように私は思ひます。

大抵以上をもつて私の公述を終わります。(拍手)

○山本委員長 次に戒能通君。

○戒能通君 現在の憲法がマッカーサー憲法かどうかという議論につきま

しては、私は今論じないつもりであり

ます。ただし先ほど神川先生のおっしゃつたような理屈がもし通るといひますと、日本の天皇は、自分の身の安全をはかるために、日本の国をアメリカに売つたんだという結論になつてくるのでございませう。私は、そんなふうには考えたくございませう。天皇は、自分の身を守るためにみずから国を売つたんだ、アメリカに売つてしまつたんだ、マッカーサーに売つてしまつたんだ、こんなふうには考えたくはございせん。これだけ一つ申し上げたいと思ひます。

そして私自身がこの法案を拝見してみますと、私は、どうしても不合理であると思はれる点がしばしばございします。第一に、純粋に法的な立場から申しますと、なぜ憲法調査会を内閣に置いて、その費用を国費から支出するのか、理由が薄弱であります。憲法の改正は、御承知の通り内閣の提案すべき事項ではございせん。内閣は憲法の忠実な執行者であり、また憲法のもとにおいて法規をまじめに実行するところの行政機関であります。従つて、内閣が各種の法律を審査いたしまして、憲法に違反するかどうかを調査することは十分でございします。しかし憲法を批判し、憲法を検討して、そして憲法を改めるような提案をすることは、内閣には何らの権限がないのでございします。この点は、内閣法の第五条におきましても、明確に認めてゐるところでございします。内閣法第五条には「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出する」といふふうにありまして、どこにも憲法改正案の提出という問題は書いてございせん。「その他」といふ

ふりな言葉がございしますが、「その他」といふ中に憲法の改正案を含むのだというふうには言ひきれない、あまりにも乱暴な解釈でありまして、ちよつと法律常識では許さないとはいふに考へてゐるわけでありませう。内閣法のこの条文は、事の自然の結果でありまして、内閣には、憲法の批判権がないといふことを明らかに意味してゐるものだと思ひます。なぜならば、内閣は一つの活動体であります。内閣に憲法改正案の提出権がないといふことは、内閣が憲法を忠実に実行すべき機関である、憲法を否定したり、あるいはまた批判したりすべき機関ではないといふ趣旨を表わしてゐるのだと思ひます。憲法の改正を論議するのは、本来国民であります。内閣が国民を指導して憲法改正を企図するといふことは、むしろ憲法が禁じてゐるところであるといふふうに私は感じております。しかも、この法案が禁じてゐるところであるといふふうにかかわらず、この法案が、憲法調査会を内閣に置いて、日本国憲法を檢討せよといふことは、純粋の法理論の立場から見ても、はなはだ賛成できないことではございませう。元來内閣に憲法の批判権がないといふことは、憲法そのものの立場から申しまして當然でございします。内閣は、決して国権の最高機関ではございませう。従つて国権の最高機関でないものが、自分のよつて立てたところの憲法を批判したり否定したりするといふことは、矛盾でございします。

第二に、内閣総理大臣以下の各国务大臣は、いずれも憲法自身によつて任命された行政官でありますから、従つて憲法を擁護すべきところの法律上の義務が、憲法自身によつて課せられて

いるのでございします。こうした憲法擁護の義務を負つてゐるものが憲法を非難する、あるいは批判するといふことは、論理から申しましてむしろ矛盾であると言つていいと思ひます。

従つて、内閣がこのような義務を負ひながら、現在の憲法を改正するといふことを前提とするような憲法調査会を置くといふのは、間違つた考え方ではないかと思ひます。もし、この憲法調査会が置かれた結果といたしまして、内閣の希望しないような改正案、検討が加えられるといふことになりますると、内閣は、おそらくその結果を無視するでございませう。内閣が希望するような憲法の改正を行つたならば、結局内閣そのものが憲法そのものに手を触れることになつてしまふのではないか、内閣が国民を動かして憲法改正を指導する結果になつてしまふのではないかとはいふに感ずるわけでありませう。憲法の改正は、決して国費によつて内閣が行うべきものではございませう。国民自身が行うべきものであるといふふうに感じられてゐるわけでありませう。従つて、形式的にいってみましても、どんなふうにつじつまを合せましても、ともかくこの法案は、趣旨自身

が間違つてゐるのではないかとはいふに感じてゐるわけではございませう。

第三に、この法案が提出される前に、すでに元の自由党の岸信介氏を主任者とした改正案要綱のようになつて、試案のようになつて発表され、改進黨も清瀬私案という一種の試案を発表するといふふうなわけで、すでに多数の改正案、試案といふものが公けにされてゐるわけではございまして、これとこの憲法調査会法案との間が全然無

関係でないといふことは、当然予想していただろうと思ひます。ところが、今まで発表されたところの各試案によりまして、いずれも単に憲の立法技術的な改正のみにとどまりません。憲法の根本に触れるような改正を企図してゐることは明らかであると言つていいと思ひます。しかもその中におきまして問題になる点は、一体国民の主権をどうするか、主権の存在をどうするかという問題が、第一に出て参ります。そして多くの憲法学者の通説によりまして、ごく少数の人は別であります。通説によりまして、主権の所在、つまり政治的な組織を決定する権限の所在の移行は、憲法の改正という手続によつて行われるものではない、もし政治体制を決定するような決定権の所在を移行させるような憲法の条文の改正をするといふことになると、これは革命とか反革命とかいふような観念であるといふように説明してゐる書物が多いのであります。これは、ある程度まで正しいのであります。従つて、法律論としてはともかくとして、観念的、常識的には確かに正しいのであります。主権の所在を移行させるような憲法の改正といふことになると、これは改正ではないのであります。従つて、むしろ革命なり反革命なりといふことになつてくると言つていいと思ひます。政党は、革命をやろと反革命をやろと、そんなことは自由でございませう。特にそれを憲法上の手続でやろといふことになるならば、これは自由でございませう。しかし、それを調査すべきものは、政

党自身でございまして、決して内閣

ではない。内閣は、主権の所在点を変更するよりな改正案を企図すべき立場にはないことは、確かだと思えます。主権の所在というものを規定する出発点と同様に、その前提としたしましは、言論とか思想の自由とか、いわゆる基本的な人権を含めて、つまり法律によつて制限できないところの思想の自由、言論の自由、表現の自由、結社の自由といふものを認めなければ、政治体制の決定権が国民にあるとは申せないものであります。従つて、主権の問題につながるは、当然基本的な人権の所在点についていくわけでございます。基本的人権の所在点を変えて、法律の制限の中で言論の自由、法律によるところの、法律の監視の中での言論の自由、思想の自由といふものを認めることになりまして、やはり何といつても、根本的に申しまして、憲法の改正ではなくして、むしろ革命ないし反革命といふことにならざるを得ないと思つております。今まで発表された各種の試案によりますと、言論の自由やおそらく思想の自由を含めてまでも、法律によつて制限できないという案が出てきていくわけでございます。この案を前提とするよりな改正論といふことになつて参りますと、これは、おそろく内閣のもとに置かれるところの憲法調査会の権限をはるかに越えるといわなければならぬと信じております。

さらに日本国憲法というものは、非常に基本的な一つの政策を持つております。これは、要するに戦争をしないという政策でございます。またこの基本的政策があればこそ、他方におきまして社会保障、それから最低限度ではあるにせよ、健康にして文化的な生活の保障といふものができるとございします。これがなかつたら戦争——をすることを前提としたら、おそろく経済的な面、財政的な面から申しまして、社会保障は全然やめなければならぬことになるのは当然の話だと思つてあります。少くとも健康にして文化的な生活の保障といふふうなことは、言えなくなつてくるわけでございます。従つて、現在の憲法が持つておる基本政策を要するよりな憲法の変更ということになると、これも同じような意味におきまして、憲法の改正ではなくて、やはり変革なんだ。従つて、これは内閣の所管事項からはずれるといふふうな考えなければならぬと思つてあります。のみならず、現在すでに内閣総理大臣も、国会の中などで、しばしばはつきり言つておられるわけでありまして、憲法を変えたい、その憲法を要する内容は、軍備を持つんだということ、しばしば言つておられるようでありまして、このことは、すでに内閣が、この調査会の人選に當りまして、クリーン・ハンドでなくなつていく、いわゆる清き手でなくなつていくといふことじやなからうかと思つてあります。すでに自分自身で一つの方角がある、その方向に合致するよりな委員の選出をすることを前提としていく、いかなるかと思つてあります。従つて、内閣に憲法調査会委員を置きまして、それは決して公正で、客観的で、純粋に基礎から積み上げていくよりな改正論を論議するのではなくて、むしろ一定の方向づけられた改正論、改正論を権威づけるための手段になるにすぎないといつていいかと思

うのであります。この意味におきまして、現在の憲法調査会法案というものは、それ自身すでにクリーン・ハンドでなくなつていくと感ぜられるわけでございます。

第四番目に、憲法を改正するとかしないとかいふふうな調査の仕事をするにつきては、現在の時期にはなほだ適切でないといふふうに感じております。といふことは、日本の現在の状態は、決して独立した状態ではないからであります。このことは、私自身が申したといふのではなくて、悪いのであります。自由党の方がおっしゃつたの、私自身がはつきり聞いたのでございします。しかもそれは、国内でおっしゃつたことではございしません。国外に行かれて、外国の総理大臣の前で言われたことを、私自身聞いたわけでございます。一昨年のことでありまして、私中国に参りまして、議員団の方と一緒に、向うの総理大臣の周恩来氏と会見したことがございします。そのときにその席上で、当時自由党に所属しておられた山口喜久一郎氏が、このように言つておられます。周總理及び日本側の代表も申しました通り、中日両国が仲よく手をつながねばならぬことは、だれしも一致した考えであります。これがどうして早くその希望を達しないかといふことは、いろいろ故障がありますが、今後は、これを一日も早く取り除いていかねばならぬと、私は国会議員として考えております。たとえば東京から北京まで飛行機で四時間しかかからないのに、わざわざ香港を経由しなければならぬといふような隘路があると思ひます。これについては、中国よりも日本の

方に非常な困難があります。と申しますのは、中国はソビエトと今回の大戦ではともに戦い、ともに戦勝国という立場にあります。この関係でいふならば、アメリカと日本とは戦勝国と戦敗国の立場にあることは御存じの通りです。ここに中国側よりも日本側よりもしくは日本人側に困難があるといふことを御了解いただきたいと思ひます。といふふうな述べておられます。これを受けまして周恩来氏は、次のように申しました。中国人民は日本政府と平和関係を求めていません。しかし政府はわれわれを承認しない。この困難の根本原因は、ただし日本政府にあるのではなく、その頭の上に一人の太上皇帝がいるからだと思ひます。すなわちアメリカがおるからだと思ひます。天皇が日本を支配しているのではなくて、アメリカが支配している、日本人が天皇を尊敬しても、それは自由である、しかし日本天皇の上にアメリカがおる、これがわれわれと日本との関係を妨げておるものである、といふふうに周恩来氏は言つたのであります。これは、外国の総理大臣が日本の議員に言つた言葉でありまして、非常に失礼な言葉であると私は感じました。しかし、その失礼な言葉に對しまして、そこにおられた当時の自由党並びに改進黨の議員は、何ら反駁されておりませんでした。といふことは、結果において見ますと、現在の日本が決して完全な独立国ではない、文字通りの独立国ではない。形の上では独立したよりな形をとつておりますけれども、実際におきまして、独立の状態に達していないといふことを意味しておると思ひます。また山口さんも、いかにしたら

日本の独立を達成するかといふことに努力されておるといふふうに私は感じただけであります。現在独立しないのに、あたかも独立しておるといふことを前提にして憲法の改正を論議するといふことは、私は間違つておると思ひのであります。いかにして独立するか第一でありまして、憲法の改正はその次の問題であるといふことにならざるを得ないだらうと思ひのであります。憲法調査会法案といふふうなことは、現在の国内の政治情勢から申しましても、はなはだ不当のように感じております。といふのは、明日あたり小選挙区法が出るということでございます。私にある新聞記者が話してくれたのでありますけれども、自民党案として前に発表された小選挙区の区割り制度がもし実現されるということになりますと、社会党、共産党、労働党は、前の選挙の経験にかんがみて、おそらく千二、四百万票ぐらいはとれるであらう。しかし確実にとれる議席はせいぜい五、六十にすぎない。しかもその五、六十のうちかなりの議員の人が、まかり間違ふと五百票とか千票足りなくて落選をして、ほんとうに確実にとれるのは十人前後かもしれない。よと言つておるのでございします。一方におきまして千数百万票もとれる票がある。ところが議席は十だ、あるいは五十だ、他方には二千万票の投票で、しかも議席が四百五十だ、四百九十だといふふうになつて参りまして、しかもその国会の多数で憲法の改正が押し切られてしまふといふことになつて参りますと、一体議会制度に対する国民の信頼といふものはどうなるでございましょうか。どなたにしましても、国会に

おいでになっておる以上は、議會制度といふものを十分御尊重になり、そして議會の信頼がいかにしたら保持できるかといふことを、最も大きな関心の対象にしておられると思ひます。ところが現在の憲法の改正案を作り上げよう、しかも改正案を作るところの原案の基礎になる調査会は、これは社会党のいる時分に作つた法律だといふふうな形で押し切られてくるといふことになつて参りますと、国内の相互的対立が非常に激化することになるのではなからうかと思ひます。

重複を避けること、そして一人の質問時間は約十分以内とし、質疑応答はできるだけ簡潔に願ふことにいたしました。たので御了承願ひます。なお公述人各位におかれまして、できるだけ要旨を簡単に御答へ下さるよう、特にお願い申し上げる次第でございます。

質疑の通告がありますので順次これを許します。石橋君。

○石橋委員 私、神川先生に若干御質問をしたいと思ひます。先ほどのお話をお伺いいたしますと、終始といつていいほど日本の現行憲法がマッカーサー、当時の連合国軍によつて押しつけられたものであるといふことに尽きておつたと思ひます。

○神川公述人 石橋先生の御質問まことに私が申し述べたいと思ひます。ところによりよく触れておりますから、私といたしましては、そういう質問があつたことは非常に欣快なんです。まず第一に占領中にできた憲法だから何でこの憲法はいいか、いかにどうも、どうも御質問であつたと思ひますが、私実は先ほどインテリゲンチヤの占領中にできたから入るひまはなかつた。今度内容に入らなければならぬ、占領中にできたからいけぬといふのは、つまりその憲法といふものがいかに民主主義的にカムフラージュされておつても、また内容から民主主義憲法だといわれておつても、そのほんとうの性格は反対なものであつて、これは全く専制憲法であり、植民地憲法だといふことなのである。これはどうも日本人によく了解されてない。これはつまり無条件降伏だといふことを了解せず、また軍事占領及び軍事統治といふものの本質を了解されてないからであります。もし平穩無事の際にあらう憲法ができたものならば、そうしてほんとうに日本人の手で作つたものならばわれわれといふことも大賛成なんです。問題は先ほど私が申しましたように、戦勝国の軍事占領、軍事統治、それは前代未聞の無条件降伏による武力的絶対独政なんです。武力的絶対独政のもとにおいてできた憲法でありますから、それがデモクラシーのアンチテーゼだといふことは、先ほど申しましたようにマッカーサーがそのレポートにちゃんと書いておるのです。本国政府に出しましたポリテイカル・オリエンテーショ

ン・オブ・ジャパンといふテキストをよくお読み下さい。すればそのことをうたつてゐる。實際デモクラシーのアンチテーゼなのだからやむを得ないといふふうに弁解はいたしております。なぜそれがアンチテーゼかと申しますと、これは釈迦に説法でございますが、およそデモクラシーの第一に大切なことは国民主権といふことが存在してゐないといふこと。これはどなたも御承知の通りであります。これはどなたも御承知の通りであります。国民主権が事実存在してゐないのにデモクラティック憲法はできるはずがない。つまり主権的国民が憲法制定権を持つておるといふことが根本の条件です。ところが遺憾ながら日本は軍事占領及び軍事統治の間におきましては主権を失つておつたのであります。これは一方的命令によつて主権を剝奪されておつたのであります。でありますから主権のない国民が主権的国民であるはずはない、主権的国民でないものがどうして憲法制定権を行使することができまうか。でありますから軍事占領並びに軍事統治のもとにおきましては、国民は絶対に主権的国民でなく、また憲法制定権を持たない、持ち得ないものであります。先ほど申しましたように、ローマ法のデベラチオの原則からいつても当然のことであり、まず第一にそのリンカーンのデモクラシーの定義にありまうように、人民のいう条件が欠けておる、主体性が欠けておるんです。一体主体性が欠けておる憲法がどうして民主憲法なんといふことが言えますか。とにかく日本人が堂々たる主権的国民であり、事実その憲法制定権といふものを行使できな

重復を避けること、そして一人の質問時間は約十分以内とし、質疑応答はできるだけ簡潔に願ふことにいたしました。たので御了承願ひます。なお公述人各位におかれまして、できるだけ要旨を簡単に御答へ下さるよう、特にお願い申し上げる次第でございます。

質疑の通告がありますので順次これを許します。石橋君。

○石橋委員 私、神川先生に若干御質問をしたいと思ひます。先ほどのお話をお伺いいたしますと、終始といつていいほど日本の現行憲法がマッカーサー、当時の連合国軍によつて押しつけられたものであるといふことに尽きておつたと思ひます。

○神川公述人 石橋先生の御質問まことに私が申し述べたいと思ひます。ところによりよく触れておりますから、私といたしましては、そういう質問があつたことは非常に欣快なんです。まず第一に占領中にできた憲法だから何でこの憲法はいいか、いかにどうも、どうも御質問であつたと思ひますが、私実は先ほどインテリゲンチヤの占領中にできたから入るひまはなかつた。今度内容に入らなければならぬ、占領中にできたからいけぬといふのは、つまりその憲法といふものがいかに民主主義的にカムフラージュされておつても、また内容から民主主義憲法だといわれておつても、そのほんとうの性格は反対なものであつて、これは全く専制憲法であり、植民地憲法だといふことなのである。これはどうも日本人によく了解されてない。これはつまり無条件降伏だといふことを了解せず、また軍事占領及び軍事統治といふものの本質を了解されてないからであります。もし平穩無事の際にあらう憲法ができたものならば、そうしてほんとうに日本人の手で作つたものならばわれわれといふことも大賛成なんです。問題は先ほど私が申しましたように、戦勝国の軍事占領、軍事統治、それは前代未聞の無条件降伏による武力的絶対独政なんです。武力的絶対独政のもとにおいてできた憲法でありますから、それがデモクラシーのアンチテーゼだといふことは、先ほど申しましたようにマッカーサーがそのレポートにちゃんと書いておるのです。本国政府に出しましたポリテイカル・オリエンテーショ

ン・オブ・ジャパンといふテキストをよくお読み下さい。すればそのことをうたつてゐる。實際デモクラシーのアンチテーゼなのだからやむを得ないといふふうに弁解はいたしております。なぜそれがアンチテーゼかと申しますと、これは釈迦に説法でございますが、およそデモクラシーの第一に大切なことは国民主権といふことが存在してゐないといふこと。これはどなたも御承知の通りであります。これはどなたも御承知の通りであります。国民主権が事実存在してゐないのにデモクラティック憲法はできるはずがない。つまり主権的国民が憲法制定権を持つておるといふことが根本の条件です。ところが遺憾ながら日本は軍事占領及び軍事統治の間におきましては主権を失つておつたのであります。これは一方的命令によつて主権を剝奪されておつたのであります。でありますから主権のない国民が主権的国民であるはずはない、主権的国民でないものがどうして憲法制定権を行使することができまうか。でありますから軍事占領並びに軍事統治のもとにおきましては、国民は絶対に主権的国民でなく、また憲法制定権を持たない、持ち得ないものであります。先ほど申しましたように、ローマ法のデベラチオの原則からいつても当然のことであり、まず第一にそのリンカーンのデモクラシーの定義にありまうように、人民のいう条件が欠けておる、主体性が欠けておるんです。一体主体性が欠けておる憲法がどうして民主憲法なんといふことが言えますか。とにかく日本人が堂々たる主権的国民であり、事実その憲法制定権といふものを行使できな

たポリテイカル・オリエンテーショ

午後十一時五十一分休憩

午後一時二十七分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き公聴会を再開いたします。

これより公述人各位に対する質疑に入ります。

この際委員各位に申し上げます。委員各位の公述人各位に対する質疑時間は、理事会の申し合せにより、公述人各位の御迷惑等も考慮に入れ、質問の

第一類第一号(附属の三)

内閣委員会公聴会議録第一号

昭和三十一年三月十六日

九

九

九

れば民主憲法なんかできるはずはない。ところがそれは先ほど申しましたように、武力的絶対独裁のもとにおいては不可能なことなのです。でありまして、要するにこれは占領軍が政治権力をもって作った憲法だということ。先ほど申しましたが、つまり主権性が占領軍の権力にあったわけでしょう。そんなものがどうして日本人の憲法と言えますか。民主憲法、いわんや自由な民主憲法と言えますか。

第二は、民主的法律とか民主的憲法というものは自律的、自主的、自治的なものでなくちゃいかぬ。自分の手で書いたもので自分で法律にしたものでなければいけない。ところが先ほど申しましたように、これは連合国のスキャップが書いたものなのです。どこから持ってきたものか知りませんが、とにかくスキャップが書いたもので、日本の方でいろいろ修正したといわれますが、それはほんの枝葉末節の点なのです。最初から根本的原則と基本的形態には手を触れるという絶対命令があるのですから、従って日本の方で手を触れたというのは単なる枝葉末節の点なのです。いくらいじくったところで枝葉末節の点だけで、実際根本というものは、論より証拠です。このマッカーサー憲法の原案をお読み下さればわかります。基本原則は全部同じことなのです。内容においてとにかく全部向うが言い、また向うが裁可したもののなのです。問題はそれが決定したかという点にあるわけなのです。またそれが書かれたかという点にあるわけなのです。ところがわれわれが書いたのじゃない、事実憲法原案を比較研究すればおわかりになりますように、ほと

んど全部向うが書きまた翻訳も、それがきわめて拙訳、誤訳なのですが、それを一々向うが裁可したもののなのです。最後の決定権はみな向うにあり、それでよろしいというので現行憲法になった。問題は最後にそれが決定したかということなのです。だが、先ほど中村先生の御意見では、こつちも言うたじゃないかと言われますが、最後の決定権が向うにあったということだけは確かなのです。最後の決定権はどこにあったかということが、要するに主権がどこにあったかということなのです。最後の決定権が連合国にあったことはだれも疑いないでしよ。最後の決定権が向うにあり、向うが書いたようなものがデモクラシーなんでしょう。

さらに第三に民主憲法というものはその国民自身の利益のためでなくちゃならない、国民自身の福祉のためでなくちゃならない、国民自身の目的のためでなくちゃならない。ところがこれは連合国の占領政策のためにやったものなのです。占領目的のために、個人政策を実現するためにやったものです。もしマッカーサー司令官が連合国の利益を代表せずして、日本国民の利益のためにやったというのなら、これは反逆者ですよ、それこそマッカーサーは連合国から死刑に処せられたでしよ。ところがマッカーサーが実際に日本でもって統治成績を上げたと言えれば、それはマッカーサーは連合国のためにおそく忠実に尽くしたからなのでしょう。だが、それこそそうじゃありませんか。それはそれ

がために日本が反射的利益を受けることもありますが、しかしそれは単なる反射的利益でありまして、決して向うが意図したものではない、要するにこれは法律上という反射的利益でありまして、権利でもない義務でもないわけなのです。でありますから結局これは連合国の利益のためにやられたものであるというところは、また連合国の政策目的のためにやったというところは、十分だれもおわかりだと思ふ。またどの点からいっても民主主義の要件を備えていないでしよ。それはただ形なり内容だけが民主主義というだけです。ところが民主憲法かどうかというところは内容の問題ではない。たいてい内容が神様が作ったような神法であつても、その手続がとにかく主権的国民が作ったものでなく、主権的国民が自分の手で書いたものでなく、主権的国民の利益のためにやったものでなければ、それは民主的憲法ではない。専制憲法です。なぜならこれは独裁君主、独裁権力者が作ったものなのです。従ってこれは独裁憲法なのです。真正正銘独裁憲法なのです。植民地憲法なのであります。でありますから、ただ内容が民主的だといふことは、これはたまたまカムフラージュされただけのことであります。もしも先ほど申しましたように、三つの要件がそろいますならば、内容は必然民主的になることはきまつたことなんです。内容が民主的に押しつけられたからといって、それが民主的に変わるということはないはずなのです。ほんとうに民主的かどうかということは、内容よりは三つの要件がそろっているかどうかということなのです。また三つの要件がそろえば、おの

ずからにしてそうなるべきはずなのです。ところが三つの要件がそろい——全然骨抜きであるにしても、もろったものでありますから、そのような格好になっておるわけでありまして、ただ形だけのことで民主主義の実はごうもないわけなんです。これがすなわち私がお話ししたこの憲法は内容を改めなくちゃならぬというわけのものです。これはおわかりだろうと思ひますが、内容がよいから従つてこの憲法はいいじゃないかというほど非民主的な考えはない。遺憾ながら私はこれは中学生くらいの質問だと思ふのです。中学生でもわかるだろうと思ふのです。その点は実際の内容だけの問題でなく、三つの要件が問題ですから、内容がよければいいというなら、これは専制君主だつて内容のいいものを出すかもしれないです。ですから内容というものはおのずから来ますが、決してそうではないと私は断言するわけであります。

○山本委員長 公述人にちよつと御注意申し上げますが、答弁と質問とで一人十分しかなない約束でございますから、どうか答弁はなるべく結論を要領よく一つお願い申し上げます。

○神川公述人 それで石橋先生の第三の質問にお答えいたしますが、もしもそういう占領時代にできたものならばそれは無効じゃないか、これはもう一刀両断にやつてもいいのだというんですが、これは私はもう数年来主張いたしておることでありまして、これは国際法の点から申しますと、すでに効力を失つておると言つてよろしい。国際法の最も確立した原則の一つはいわゆるボストリニアムの法理であります。いわゆる戦後原状回復と日本では訳されております。このボストリニアムの法理によりますと、およそ軍事占領中にやつたところのすべての法令とか処分とかというものは、占領が終了しますと当然失効するというのが原則であります。でありますから実際軍事占領中にできましたものは事実失効したのであります。日本におきまして軍事占領中に作りましたところの法令とか政令とかというものは、十八カ月だけは猶予を置きましたけれども、占領中、占領幹部の指令によりまして作つたところの法令とか処分とかいうものは全部——例外はやはり戦争法規、国際法規に従つて当然軍司令官がやられることだけは効力を維持することもございますが、しかしながら原則といたしましては、占領中すべての法令とかあるいは処分とかというものは失効いたしておるのであります。これはもう日本の裁判所でも認めております。ただひとり憲法のみが残つておるのであります。しかしながらこの憲法といへども国際法のボストリニアムの法理から見ても当然失効しておると申してよろしいのであります。これが近代国際法における最も確立した原則であります。また世界のいかなる学者も認めておるのであります。およそ国際法におきまして、これは確立した原則はないといつてよろしいのであります。でありますから私はずっと以前から国際的には日本のマッカーサー憲法も失効したものだといわなければなりません。なぜならばそのほかのものほとんど失効

したのだから、なぜ憲法だけを残しておるのか。しかしながら国際法上の失効するといふことは全然別のことでありまして、国内法に於いては、やはり国内法として失効させるだけの手續をとらなくてはならない。その失効させるという方法があると思ひます。しかしながら二つなり三つなりの方法がありますが、とにかく国内法において失効の手續をとらぬ限りは有効であり、したが、国際的には失効したものであります。こゝ考へておきます。

○石橋(政)委員 一つ簡潔に御答弁をお願いいたします。あなたの言われるような憲法なら無効とお考へになるのかどうか、この点だけで結構です。

○神川公述人 私はその点はドイツのボン憲法のように百四十七条といふものがあれば非常によかつたと思ひます。そうすれば初めから問題にならずに新しい憲法を作れば当然失効なんですから問題にならないのです。それがつまりわれわれが一番困つてゐる点なんです。でありますからそういうものが無い以上仕方ありませんけれども、一つの方法は私は日本の国会においてマッカーサー憲法は占領憲法であり、これは国際法上無効のものであるから失効するといふ宣言をしてよろしいと思ひます。国内法上そう思うやり方によりまして確かに失効すると思ひます。しかしながらマッカーサーのような人もさういふような乱暴なやり方をとらずに、明治憲法七十三条といふようなものを引つぱつてきて、実にむずかしいリールガル。

テクニカルなリートを適用いたしました。これは非常にポリテカル・タクトだと思ひます。ですからマッカーサーのやうな人でなければ驚くべきことを断行しておきながらやはり明治憲法の七十三条を引つぱつてくるのですから、従つてやはりわれわれもマッカーサーの故知にならなければ、やはりその一刀両断的な処置をとらずに憲法九十六条の手續に従つてやつた方が穩当だ、こゝ考へておきますが、法理から申しますならば、日本の国会がとにかく日本の国民の憲法制定権を代表してゐるのだから、日本の憲法制定権を代表してゐる日本の国会が無効の宣言をし、そしてついでに國民投票について一応念のためにやつてみて、日本の國民投票の大多数が大賛成といへばそれは私はよろしい、こゝ考へるのであります。

○石橋(政)委員 どうやら理論の矛盾をみずから露呈されたやうです。民主主義の一つの生命はやはり形式を重んずるといふことにある。従つて事實はどうであらうとも帝國憲法七十三条の手續を踏んでゐるんだから無効を宣することはできないといふことは、これは事實的に現憲法をお認めになつておることになるので、押しつけられた内容であるならばどんな手續をとつておろうともそんなものはだめだとはつきり言つてこそ筋が一貫すると私は申し上げておるわけなんです。それを手續だけちゃんと踏んでゐるから無効といふことはできないといふのは、いささか理論が一貫しておらないと私は申し上げなくてはならない。それから先ほど押しつけられた民主主義はだめだと言つておられるけれども、民主主義に二つ

も三つもあるのか、少くとも現在民主主義を奉じておる世界各国のこの國を見たつて、自分のところ獨特の民主主義といふものはさうあるべきものではない。本質の流れておるものではないと思ひます。アメリカ十三州の獨立宣言あるいはフランスの人権宣言といふものに由来した、一貫した思想といふものが私は民主主義憲法の中には流れておると思ひます。國民はそれをひとしく迎へて現行憲法に賛意を表しており、現憲法として今まで立ててきておる。現在天皇、内閣、われわれ議員はもちろんすべてが現行憲法順守の義務を十九條で負つておる。その現行憲法は押しつけられたものであらうと何であらうと、あなたが認めになつてゐる民主主義に一貫してゐる。これ以上一貫しておるものはないといふことは先ほどほかの先生方が御説明しておる通りです。従つて私は内容がとやかくでないといふ先ほどの御説明は、これは話が一貫しない理論だと思ひます。こゝの点であまり時間をとりません。あなたが押しつけられたものである現行憲法が押しつけられたものであるならばといふ前提で話を進めたいと思ひます。私たちが押しつけられたものでございまして、私たちが押しつけられたものだと思つておらない。もし押しつけられたものありといふ言ひならば、それは現行憲法ではなくて日本の國民が憲法制定をする權利を確保した、このことが押しつけられたものではない。なぜならば帝國憲法には國民主權といふものは御承知の通り認められておらなかつた。それが認められたのはいかなる機会かといへば日本がポツダム宣言を受諾して無条件降服をしたそのときに由来してゐるわけ

です。だから占領軍に押しつけられたとどうしても言わなければ気が済まないけれども現行憲法を押しつけられたといふのではなくて國民主權を押しつけられたといふふうに解釈すれば、これまた筋が通ると私は思ひます。あなたは占領軍の權力で押しつけた押しつけたとおつしやるけれども、しからば占領軍の權力といふものはどこに由来して与えられたのか、先ほど申し上げたやうにポツダム宣言受諾といふところで発生しておる。日本が無条件降伏したことによつて初めて占領軍が權力といふものを確保したわけだ。ところがわれわれは無条件降伏をした、それと同時に連合國軍もまたこのポツダム宣言というワタにはまつたわけだ。なぜならばポツダム宣言受諾のときにその内容を両者とも守るといふことをちゃんと約束しておる。ポツダム宣言の内容を今さら私がこゝであなたに読み上げて御説明するまでもないと思ひますけれども、その中でポツダム宣言を受諾するときに日本の政府は天皇の大權、統治權をそのままにしておいてもらいたいと言つたけれども、それは一笑に付せられた。そして何と言われたかといふと、結局國民が自由な意思で日本の政府を形成する憲法を制定する權利を持つようになつてはならぬのだといふことが、向うの最後の要求であつた。従つて連合國軍もこのポツダム宣言受諾に際して発した内容を、結局みづから順守しなかつたやうな義務を持つてゐます。

明文をこゝで読み上げますと、最終的の日本國の政府の形態は、ポツダム宣言に従ひ日本國民の自由に表示する意思により決定するべきものとす、といふのがポツダム宣言受諾のときの第二番目の条件になつてゐるわけなんです。連合國みづからこのワタの中にはめられてゐるわけだ。またさかのぼつても連合國軍として、はつきり守らなくちゃならないものがあつた。それは何かといへば、大西洋憲章です。清瀬さんはこれをちゃんとあけて、マッカーサーは大西洋憲章に従わなかつたんだといふことを言つて、やはり無効説に近いものを吐いておられるけれども、連合國軍は、はつきり日本人が自由に表明した意思で憲法を制定し、國家を形成することを要求しておつた。この要求に基いてゐるその後指示を与えておる。ところが日本の當時の反動勢力は、何とか現状を維持しようといふあがきを見せた。だからたまにかねて、なぜポツダム宣言受諾のとき……

○山本委員長 石橋君に御注意申し上げます。どうぞ質問をおやり下さい。あなたの質問時間だけでも、すでに十分を超過いたしております。

「それは質問じゃない」「議論だ」「質問をやれ」と呼ぶ者あり

○石橋(政)委員 それで連合國軍も、結局ポツダム宣言受諾のときの条件の拘束を受けておつた。それを、しからばあなたのような論法でいくならば、マッカーサーはポツダム宣言を無視したとあなたは言ひ切るのか、その点だけそれではお伺ひしませう。

○神川公述人 石橋先生の御意見にお答えしますが、御議論が非常に多岐にわたりましたので、それに詳しくお答えしてはおりません。どうしても一時間やそこらはかかるのでありますが、一時間も御説明しておるわけにいきま



うすると、この理論を裏返しますと、草案を作ることが非常に大切だということとは私たちが大賛成です。しからばもし今憲法を改正しようとする場合に、どこで草案を作るかというところが非常に大切になってくる。この点はお認めになりますか。

外国からもらうべきものでないと思えるのです。もたらうような国民主権というものはあらうはずがないと思つておられます。もたらうようになつておられるけれども、自分のものにならないといふことは現実の事態が証明しておる。おおよそ権利だろが、自由だろが、自分の力で戦い取らない限り自分のものになりません。その点において非常な誤解があるわけですね。外国から押しつけられてもらつた権利は自分のものになりません。やはりもらつたものはあつたが、じきそれを失つてしまふのと同じであります。もらつたものを国民主権だと考えることが国民主権といふものの本質を理解されないことだと思つておられます。主権といふものは革命の力によつて、自力で戦い取らなければならぬものです。ところが日本国民といふものは、その折革命も何もできません。外国の統治です。植民地日本です。今でもそうです。植民地そのものです。(今でも植民地と呼ぶ者あり)今だつてそうだと思つておられる。でありますから、他人から押しつけられたり、他人からもらつたものはただ形だけなんです。それを自分の力で戦い取つて初めて自分の国民主権になることは当然じゃないですか。ですから私はまだ日本人はほんとうに国民主権といふものを理解してないと思ふ。遺憾ながら石橋先生がああ言われるところを見ると、そう思わなければならぬ。ほんとうに自分のものにならない。主権は実力です。それは他人からもらつたものではできません。自分から戦い取つて初めて国民主

権になるのです。ですから私はそんなものは国民主権でないと思ふ。もう一度自分たちのものにしなければならぬ。かりにももらつたものはそれでよろしい。自分の努力で自分のものにしなければならぬ。そのする手続が抜けている。だからそのする手続をやらなければならぬ、こう申しておるわけですね。

○山本委員長 石橋君に申し上げますが、結論をお急ぎ願います。

○石橋(政)委員 私の質問に対してその分だけきちつと答えになればそんなに時間がかららない。今の点でも、草案が大切で、特に憲法を作る場合に、草案をどこで草案を作るかといふことが大切だと思つて、先生もそうお思ひになりますかという質問です。それに對して答弁が長過ぎるから時間を食うのです。そのところだけお尋ねいたします。

○神川公述人 それは原案を書くことの必要なことはだれでも申し上げるまでもないであります。しかし同じ原案を書くにしても、だれが書くかといふことが大切です。どこで書くか、だれが書くか、どういふ権力が書くかといふことが必要です。私はマッサーサー権力が書いたのかいぬと申したのであります。これは当然のことと思ひまして、私は説明しなかつたのであります。

○石橋(政)委員 真に民主的な憲法を作ることは私も大賛成です。そうすると、もし現行憲法を改正しようと思へば、国民のほんとうの自由を表明した意思の結集されたものが作られなくてはならない。そういう意味で草案をどこで草案を作るかといふことが何より

も非常に重要である。特にあなたのように、手続や形式やらを重んぜられ方はこれを大切にしないくちやならぬと思ふ。だからほんとうに国民の自由なる意思を代表する者はだれか——日本の場合においては現在それはだれか、どこかといふと、私たちはそれは代議士であり、国会であると考えておる。だからあなたの理論をまっすぐ押し進めていくならば、もし現行憲法を改正しようと思へば、正当な選挙を経て出てきておる議員によつて構成された国会で、それこそ慎重に草案を作つて初めてりつぱなあなたの讃美してやまない憲法を作る最初の第一段階が上がるという御結論になるだらうと思ふ。そうすると、今政府が出しておるような内閣の中に作ることは——しかもあなたもお認めになつておるうちに、日本はまだ完全な独立国でない、アメリカの制約を受けがちな内閣の中に、しかも議員以外の方をも含めて草案を作るようなことをなさいますと、再び当時のわだちを踏むことになりはせぬか、そういう意味でお尋ねをいたしておるのです。

○神川公述人 私は実はこれについて席を改めて詳しくお話ししようと思つておつた点なのでございますが、今石橋先生から御質問を受けましたから申し上げますが、これは今日の憲法調査会法案と直接関係してゐる問題でありまして、実に重大な点でございます。またこの点につきましては先ほど戒能先生からも詳しい御議論がございまして、私はそれに対して実は詳しい意見を發表したいと考えておつたところでございますが、石橋先生との議論がだいたい長くなりますからその点では

なはだ困るのでございますが、一言お答えいたします。この憲法の改正あるいは全面改正をどういふふうにするかといふことは、実はいろいろなやり方があるものであります。民主国の建前といたしましては、確かにまず憲法制定権の主体である国民が主体になつて、そして盛り上げるというのが正當の手続であります。でありますから、そういうことができ得る国におきましては、どここの国でもまず民間にいろいろの憲法改正委員会といふものができるのであります。これはいつでもそうでありまして、ことに戦後のフランスの憲法ができた場合、イタリヤの憲法ができた場合の例を詳しく説明してみますと、憲法をどういふふうに変更するかといふ研究会、委員会といふものが方々にできます。ところがそれは専門家の集まりであります。憲法は国民が作るのだといつても、国民がすべて憲法学者でありませんから、やはり専門家が研究して委員会といふものを作らなくちゃならない。それがフランスのごときは至るところにできたのです。またイタリヤなんかでもできました。ところが日本におきましては、遺憾ながらそれができませんから、私はやむを得ず四年前から憲法研究会といふものを組織して、十数人の憲法学者とともに研究して参つたのであります。ところが遺憾ながらそういう憲法研究会が、日本ではどういふわけか方々にできないのです。これはいろいろ理由がございまして、そういう委員会がたゞさんの案を立てて、それをどこかで集めて、そしてその最大公約数をもつて議院に持ち込むというものが、普通の手続でございます。いすれにし

ろ、こういう調査会とか委員会というものは、専門家の集まりでなくちゃいけない。でありますから、私は今提出されておりますこの憲法調査会法案の組織には反対でありまして、この組織によりまして、議員諸公が三十名、それから学識経験者が二十名ということになっておりますが、私はそれは賛成しないのであります。なぜならば、これは要するにほんとうの専門的な調査研究なんですよ。今の憲法というものを学問的に再検討し、学問的にどうしたら改善できるかということをはんとらに研究する会ですから——それは議員諸公の中にも専門家がたぐさゝんあるでしょう、ですからそういう専門家が入ってもらふことはけっこうですが、この衆参両院議員のうち三十名のそういう憲法専門家が得られますかどうか。もし三十名得られまして、そういう人をみなその調査会に振り込むのなら私大賛成です。遺憾ながらそれだけなければ、そんなに三十名も議員諸公から選ぶ必要はないんじゃないかと思うのです。でありますから、もし組織を問題にしますならば、私はむしろ全部学識経験者であつて欲しいと思ふのです。そうでなければ、ほんとうの専門委員会の価値はないです。ですから政治家としてはえらいかも知れませんが、しかし憲法専門家として天下の権威だといわれる人が、そうたくさん議会におられますかどうか、そこを私は疑います。どこの国でも、そういう委員会というものは学術専門家なんです。また国会議員というものは、そんな専門家の委員会に入る必要はないのです。結局国会がそれを決定して、そして国民に対して発議するの

ですから、議会は幾らでも議論し、幾らでも意見を出せるのですから、国会は国会にきてからでいいのでありまして、だからその前にいろいろの天下の学者を集めて、天下の経験者を集めて、そして理想的な案を作るといふのが憲法調査会です。ですから五十名の知識経験者を集めるといふことは、私けっこうと思うのです。しかしそのうち三十名が議員であり、二十名が学識経験者である。私は反対だと思ふのです。三十名が学識経験者で二十名が議員諸公というふうなら、まだ私はいいと思うのです。あるいは私は議員諸公は、ただ議員諸公であるがためじゃないに、憲法の専門家だといふ資格が入つていただきたいと思ふのです。それならば二十名でも三十名でもけっこうです。それでなければ意味がないわけでしょう。そういうような憲法調査会というものが、いかなる民主国でもできるものであります。とにかくフランスにおいてもでき、イタリヤにおいてもでき、アメリカにおいてもできるのです。アメリカにおきまして、憲法改正をしますのには、まず政府なりあるいは政党なりあるいは議院なりが、専門家を集めて、ちやうどやはりマッカーサー司令部でこの憲法を作つたのと同じでありまして、一応専門家を集めるのです。マッカーサー司令部はできませんでしたが、専門家をたくさん集めて、そして案を作らせるのです。それを政府が議院に提出するといふ段取りをアメリカでもとうにやることがあるのです。みなやるには限りませんがね。でありますから、日本でももしほんとうにわれわれが

作つたような憲法研究会がむしろ所在に起りまして、理想的な案をどんどん出して、そしてその最大公約数を求めるというだけなら、私は議会ででもできるかと思ふのであります。しかしながらそういうことは全然行われていないのですから、仕方がないから、政府が首頭をとつて、政府が天下の学識経験者の権威者を五十名なら五十名ずつり抜いて、何年かかつてもりつぱな理想的な案を作る。そしてそれを議院に発案することは、これは当然しごくなんだと思ふのです。私はそういう意味におきまして、ことに日本のようなところで大きな委員会を作るとすれば、すぐ何百万、何千万円の金が必要なんです。それから、遺憾ながら貧乏な日本ではそんな金が出るところがない。やむを得ないから予算から出す。われわれも白腹を切つて憲法研究会をやつておるのです。ほんとうに憲法調査会を作れば、これに書いてあるように一千万円くらいは要するでしょう。この金は民間のどこから出ますか。議会で、政党でこれが、できますか。できればけっこうです。ところが日本の国情におきましては、なかなかむずかしい。それは理想的なやり方ではないかもしませんが、外国にも例があるのではありませんが、外国のような国情ではこういふ方式によつてとにかく天下の権威者を五十名集めて、そして世界中どこに出しても恥かしくないようになつて憲法を作ることは、これはやつてしかるべきことだと考へるのです。

○石橋(政)委員 ただいまの御説明も納得いかないわけですね。いかにして民意を反映させ、自由な国民の意思を反映させてりつぱな憲法を作るかということでは御説明願へると私は思つたのですが、学識経験者、専門家でやらにやいかぬのだ、そういうものでございよう。調査会など作らにやいかぬのだという御理論には、私納得できない。そういう専門家でやればいいんだ、そして草案を作ればいいんだ、国会には最後の手続だけとばいいんだというお考えならば、その草案がマッカーサーによつて作られようと、伊藤博文によつて作られようと、だれによつて作られようとしまかぬ、最終的に国会の手続さえ経ればいい、こういうことにならなければおかしいと思ふ。これを言つておきますと、また時間が長くなりますから、ほかの議員さん方から御質問を願ふことにして、一応私は憲法調査会法案に反対だといふ、これだけをおみやげにして終ります。

○山本委員 次に出崎君。先生及び成能先生にお伺いをしたいと思ひます。その前にちよつと両先生に申し上げておきたいと思ふことは、憲法調査会法案の内容、あるいはこの立案の趣旨、また自由党時代にできました憲法改正に關します要綱、あるいは改進黨の要綱、こういうものにつきまは誤解があるような感じを持たれております。戒能先生のお話の中に、国民主権の所在を変更するような憲法改正は限界を越すという御所論があつたやうであります。自由党時代の憲法改正にいたしましたが、また改進黨の憲法改正の要綱にいたしまして、主権在民の原則は堅持をいたしてゐるのであります。私どもは提案理由の説明に申し上げておりますように、民主主義、平和主義、並びに基本的人権の尊重ということ、この現行憲法の長所はあくまで貫いて参る考へであります。そういう考へであるにかかわらず、主権在民の原則を要するがごとき根拠のもとにこの法案をごらんになりますことは、私はまことに遺憾に存じます。

また調査会法につきましても、先生方の今までの御所論を聞いておりますと、かつての自由党の、あるいは改進黨の、憲法改正についての考へ方をこの調査会を通じて権威づけるための調査会である、こういう御所論のようでありまして、これは私は誤解もはなはだしいものと思へます。今回内閣に私どもが調査会を置きましたのは、国会にこの種の調査会を民間人と同列に置くことが、法律的にも疑問があるし、また従来の慣例もなく、むしろ内閣に置くことが適當である、こういう趣旨のもとに内閣に設置することにいたしましたのであります。調査会の法案の内容をよく御検討願ひますと、今度の調査会には、内閣には置きますけれども、内閣は調査会の一種の世話役にすぎないのであります。調査会自体が運営もいたしますし、結論も出すことに相なつております。きわめて民主的な運営をはかることになつてゐるのであります。そこに両先生には私は誤解があるような感じを持たれたので、この点をまず申し上げて、それから質疑に入りたいと思ひます。

私どもがこの調査会法を出しました理由の第一点は、先ほどからだんだん御議論のありました制定の経過にかんがみまして、自主的な憲法を持ちたい、この点でございます。この点につきま

いう国がありますかどうか。あるいはまた現在の憲法において日本国を代表するものはだれであるか。あるいはま

のときの法律によつて制限し得るといふような、戦前の権利の思想と同じになりますと、国民主権がある程度制限

はそこにあります。ありますけれども、それは現に運用をもつて解決しておることではありません。たとえば国会の解

天皇が代表者で一国を代表すれば、天皇が条約を締結するわけでありすけれど、現在は天皇は象徴であります

が輔弼の責めを負っていたわけですが、しかし形式的には天皇の名においてすべてが行われた。そういうことを

再び行おうというのとはどういふことかといふと、国民に対して天皇の権威で上から命令しようといふことなんです。そうなりますと、主権者である国民に対して、何かそれを上から押えるような権威づけのものを強化しようといふことであつて、そこに私は非常に問題があると思う。そういう意味から現在の象徴である天皇を元首に変えるといふことになる、やはりそこで、国民主権という原則が一方においていわれておつても、事実上はある程度の修正を加えられる。この意味において、戒能さんが言われたように、国民主権が制限を加えられるといふような疑いが出てくるのじゃないかと思ふんです。以上であります。

○戒能公述人 私中村さんがおっしゃった通りに理解いたしておきます。現在のこの憲法調査会法案は、旧来の自由党なり改進黨なりの案とは、全然別ものだといふふうにおつしやいました。しかしおよそ政治の關係から申しますと、両者が全然別ものだと考へることは、これはまさに白痴の考へ方だと思ひます。一応ともかく案が出ております。そしてその案を出したところの政党が、現在国会の多数を占めてゐる。こういう状態から申しますと、それが一つの基礎案になるといふことだけは、これは常識として受け取る以外にないと思ひます。そうなる、国民主権という概念の規定の仕方、理解の仕方が非常に問題になつてくると思ひます。この自由党案によりますと、「天皇は日本国の元首であつて、国民の總意により國を代表するものとする」といふ、ここに代表といふ觀念が入つてきているわけであり

ます。代表といふ觀念は、すでに国民主権といふものを半分だけ取つてゐるということになるのではないか。なるほど言葉の上では、国民の總意によりとおつしやるかも知れません。しかしそれはすでに国民の全部といふものを残してゐるわけじゃないのでありまして、代表といふ概念の中で、国民主権といふものが事実上侵害されてゐることは確かだと思ひます。

第二に、自由党案その他によりまして、基本的人権に關する規定のところに持つてきまして、總則的規定を置いて、公共の福祉のために法律で制限できるものとするといふ一般原則を置くといふ点が明らかにされております。ところが、言論とか思想とかいふ一番政治体制の決定に影響すべき基本的な諸權利になると、法律で決定されるのは困るのであります。これは基本的人権と申すことができないのであります。つまり國家から完全に自由である、自分自身の良心に対してだけ責任を負ふといふ、この原則がくずれてしまふのであります。従つて國家は、少くともクリアー・アンド・ブレゼント・デモンジャーと申しますか、明白にして、現在の危險がない限りにおきまして、國民の思想、言論の自由といふものを完全に保障しなければならぬ。しかるにもかかわらず、一般的なる條項を置きまして、そして言論、思想の自由に対しては制限を置こうといふ考へ方になつて参りますと、基本的人権といふのはやつぱりくずれてくる、基本的人権がなくなるという結果になつてくるわけでありまして、従つて、こうした案といふふうなものを目の前に置きまして、基本的人権といふ

ものが全然侵害されないといふふうな考へられるといふことは、ちよつと不可能だと思ひます。しかも国民主権といふ概念と基本的人権といふ概念は離れ離れになつてゐるのじゃないか、両者不可分のものではあります。もし言論の自由もなく、表現の自由もなく、結社の自由もないといふことになつて参りますと、國民自身がいかんにして政治体制を決定するかといふことは、實際不可能になつて参ります。従つて法律でこれを制限するといふことになつて参りますと、これは基本的人権じゃなくなると同時に、國民主権でなくなるといふ結果になつていくことだけは明らかだと思ふのであります。この点で、私は誤解はしてゐなかつたつもりでございます。

○山崎(憲)委員 私は、時間に非常に制約されておりますから、きつめて簡単に伺ひたいと思ひます。今両先生のお話でも、まだ十分誤解が解けていないように思ひます。今回の憲法調査会は、決して旧自由党なりあるいは旧改進黨の草案を押しつけるとか、そういう趣旨でないことはきつめて明瞭である、また現に自由民主黨ができて、新たに憲法調査会を党内に設けて、ただいま、戒能先生のお話の通り政黨としては十分に研究いたしておられます。現に旧自由黨あるいは改進黨の草案を、さらに再検討いたしておられます。たとへば元首の問題のごときも、これを明文に表わすかどうかといふような重大な問題についても、検討を続けている段階でございます。そういう政黨の案をこの調査会に押しつけるといふ気持は毛頭ないのであります。今回提案します場合にも、特に社會黨の御協力を求めたといふようなこと

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

次に、ごまかく内容に入りますともう時間が切れますので、大きい問題の一、二を簡単に尋ね申し上げたいと思ひます。憲法九条の問題は、もとより憲法改正の場合に重要な問題の一つであると思ひます。私どもは獨立國として自衛權を持ち、自衛權に伴う自衛力といふものを持つことは、憲法違反にあらずといふ解釈を從來とつております。そこで今日の自衛隊は、憲法九条二項に違反するものにあらず、こういうふうな議論を私どもは堅持して今日まで参つてゐるわけでありまして、かかる從來國會の議論を通じて、また學者の間にも、現在の自衛隊は憲法違反なりと断言しておられる方々がございます。先生方はこの問題についてどういふ御意見でございますか、この点をまず伺つておきたいと思ひます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

も、將來この調査会ができました場合には、ぜひ先生方のような反対の立場にあられる學者の方々に、また從來——私はそれは誤まつてゐると思ひますけれども、そういう主張をされております民間の方々も、あるいはまた社會黨の皆さんにもぜひ御参加をお願いしたいといふことを、心から私は熱願しております。ぜひそういうふうなありたいと思つておられます。そして各階層の、あらゆる方面の御意見を慎重に伺つて、ほんとうに憲法改正を必要とするといふ結論になりました場合には、共通の広場として、この調査会を利用していただきたい、これが提案者のほんとうの趣旨であります。その点を一つ誤解のないように、あらためて申し上げておきます。

もう一つは基本的人権の問題であります。現在の憲法では、憲法十三条と二十二条だと思ひますが、これだけに限って「公共の福祉に反しない限り、」という文句がございませう。

しかるに學者の通説と申しますか、多數説と申しますか、それ以外の条文にも、公共の福祉に反せざる限りという文句はないけれども、そういう趣旨であるというのが多數説のように私は考へます。そこに私どもは非常に疑問があると思ひます。私どもの基本的の考へとしては、現在の基本的基本的人権を制限するといふような考へは毛頭ございませう。むしろますますこれを尊重して擁護していかなければならぬ、こゝういふ立場に立つて検討をいたしておるわけでありませう。そういう点につきましては先生方からお教へをいいたいと思ひます。その他解散権の問題でありますとかあるいは予算増額修正の問題でありますとか、いろいろ問題がございませうけれども、大きい問題としてこの二点だけを中村先生と戒能先生から伺つておきたいと思ひます。

はり初めからある政治的意図を持つて行われるといふことは、山崎さんの主観的な意図にかかわらず客観的にはやはりそういうことになるといふふうにわれわれは感ずるのです。

それから御質問になりました第一の九条のことですが、九条では言うまでもなく戦争を放棄してありまして、ことに戦力を禁止しているといふ点では明白でありまして、自衛隊が戦力であることは言うまでもないのであります。従つてこれは違憲の問題として当然最高裁で取り上げられなければならぬ問題であると考えておりますし、自衛隊法のできるにときにも私は国会に呼び出されたときに違憲だと申しました。その点は少しも變つておりませう。

立法事項と申しますか、法律事項になれば、どういふふうにもそのときの国会の意思によりまして統制法を作ることができませう。これでは戦時中と全く同じ言論や思想の統制が行われる。そうならば人間の尊厳のときできない権利じゃなく、そのときそのときの政治情勢で人権が制限されていくといふことになりませう。ですから公共の福祉による制限といふよりも、むしろ形式の上で法律事項になるといふところに問題があると思ひます。

○戒能公述人 山崎先生のおっしゃった通りに、もし憲法調査会といふものができまして、それが従来の自由党あるいは、改進黨の案と全然關係なく、純粹にまじめにそして客観的に公正に憲法を検討してみようといふことを私も心から望むものでございませう。がしかし、それにもかかわらず——私をひよつとしたり入れてやるというお話もありましたが、私はこれによつて内閣の辞令を受けることはお断りいたしたいと思ひます。内閣は何と申しましたも憲法のもとにおける行政機関でございませう。従つて内閣が憲法をいじくり回す、あるいは検討するといふこと、内閣総理大臣の主管下に置かれるような憲法調査会組織といふふうなもの、私は憲法改正の検討機関としてはちよつと肯定できない感じがするわけでありませう。

ますならば、たとえばゼネストをやると、あるいはまた政府自身が、かつてフランスがザールに進駐したときにドイツがやつたような意味で、公務員に対して職務放棄を命ずるというふうなあらゆる手段をとることができるといふふうに感じておられるわけでありませう。

しかも先ほどから神川先生なんかは、日本はまだ植民地だとおっしゃいます。たが、日本を植民地にしておるものは何かと申しますと、これはどうもアメリカだといふことになるのであります。しかもアメリカから裝備を受けたところの自衛隊が、植民地としての日本に置かれておるといふ事態は、事柄自体としては矛盾を持つてはいないでしやうか。もし日本が植民地であることとお認めになるならば、日本の自衛隊をもつてアメリカ軍を撃退せしめることができるかといふと、これはやはり無理な話だと思ひます。従つてこゝろした意味におきまして政治的な議論は眞実性といふものが少くなくなつて参りますので、あえて議論したくもございませう。

ます。先ほど山崎先生は自由党案と別に関係はないと仰せになりました。しかし自由党の案では「基本的人権の主要なものを列記して保障の原則を明示する。」第二項に各条に列記したものの他の「基本的人権は社会の秩序を維持し、公共の福祉を増進するための法律をもつて制限しうる旨を規定する。」といふ条項が出ておるのであります。

公共の福祉を増進するための基本的人権の制限といふ觀念はありませう。やはり公共の福祉そのものといふよりも何か危急存亡だからやむを得なくて言論の自由を制限する、超憲法の問題になることではありますので、あえて議論したくもありませんが、しかし自由党の考へ方といふふうなものとは私どうしでも一致した意見を持つことができないのであります。

○山崎（委員長） 実はもう先ほどの質問で終つたものであります。が、両先生のお話の中でどうしても伺つておかなければならぬ点が出て参りましたので、その点だけをお伺いいたしたいと思ひます。

調査会の性格につきましては、私る述べてましたので、もう大体おわかり下さつたように思ひます。今戒能先生が内閣総理大臣の辞令をもちらうからいやだ、そういう小乗的な考へ方であるといふ憲法問題を扱われるのはまことに遺憾に存じます。これは別に申し上げる必要はないのであります。ただ両先生のお話に、自衛隊は憲法違反だ、こゝういふふうな斷言をせられたのであります。私どもは決して現存の自衛隊が憲法違反だとは思ひませう。しかしながら両先生のような學説が憲法九条二項をめぐりまして世上いろいろござ

○中村公述人 調査会ができました場合にあらゆる立場の人を網羅されるというところで、その場合に改正反対派の者を半分以上入れるといふようなことがあり得るかどうか。やはり實際には、改正する立場の人を過半数入れて初めから改正を可能ならにされるだらうと思ひます。もしそうでなく改正派と改正反対派とを同じ数くらゐ入れる、そして中間的な立場の人をまた同数入れるといふようなことであれば、あるいは公平に行くかと思ひますけれども、しかし従来のあの選挙制度の委員会を見ておりましたも、や

それが第二の基本的人権の問題ですが、今山崎さんのおっしゃつたのは公共の福祉による制限を認めてもいいんじゃないか、確かに二十二条には居住の自由その他について特に「公共の福祉に反しない限り、」と書いてありますが、それ以外の条文ではすべて十二条によりまして公共の福祉によるある程度の制限といふものがかかつてくるわけですね。それは当然なものでありますけれども、今改正論者が言われてゐるのは、公共の福祉による制限といふのじゃなく、公共の福祉を名として法律で積極的に制限していいという、つまり法律事項にしたといふ点、これは明治憲法の場合と全く同じだといふことですね。つまり今の基本人権といふ考へ方は、法律をもつても制限できない権利といふことなんですね。それが世界の共通した基本的人権といふ觀念なんです。ところが法律で制限し得るとい

第二の点といたしまして、先ほど軍備の問題が出て参りました。私もやはり中村君と同意見であります。国の交戦権を放棄して、交戦手段も放棄してある。しかし自衛権はもちろんであります。従つて自衛権といふふうなことを考へ

しかも第三の問題としての基本的人権は、これはやはり何と申しましたも法律で制限できないといふこと、国家がやむを得ない、必然的な、みずから存続するにはこのことをやる以外にならぬ一種の超法律的な、超憲法的な制限の場合は別でございませう。明白に危急な場合におきましては、言論に關する制限が起つてくる。基本的に何といつても制限しないといふことが原則であります。原則である以上、この原則を変えて法律のもとでできるというふうにすることがやはり基本的人権を奪ふことになつてくると思ひ

調査会の性格につきましては、私る述べてましたので、もう大体おわかり下さつたように思ひます。今戒能先生が内閣総理大臣の辞令をもちらうからいやだ、そういう小乗的な考へ方であるといふ憲法問題を扱われるのはまことに遺憾に存じます。これは別に申し上げる必要はないのであります。ただ両先生のお話に、自衛隊は憲法違反だ、こゝういふふうな斷言をせられたのであります。私どもは決して現存の自衛隊が憲法違反だとは思ひませう。しかしながら両先生のような學説が憲法九条二項をめぐりまして世上いろいろござ

いますからこの検討を加えたい、これがわれわれの考えであります。憲法違反であればどうしても憲法を改正しなければ自衛隊は置けぬ、これが当りまえであります。これは非常に矛盾であります。その点は一つはつきりさせておきたいと思ひます。

それからもう一つ、中村先生の今の御説明の中で、自衛隊法ができるときに自分は最高裁判所に提訴すべきものであるという考えを持っておったとおっしゃいますが、一体国会は国の唯一の立法機関であります。この国会がきめましたものを、現在の憲法下において裁判所に提訴することが私は憲法違反なりと思ひます。現在の憲法を改正しまして、裁判所というものを憲法の中にはつきりうたつた場合にはそういうことはできましようが、現在の憲法の条文から、国会が議決をして公布した法律を憲法違反なりとして最高裁判所に提訴することができる根拠はどこにありますか。その点は一つはつきり一つ伺つておきたいと思ひます。

○戒能公述人 簡単に申し上げたいと思ひますが、私、内閣総理大臣の辞令をもらいたくないと申しましたのは、憲法調査会から申し上げたわけでございます。もし別な話でございましたら、私も喜んで辞令いただくことができますと思ひます。現に私も文部省の著作権審議会の委員で、文部大臣の辞令をいただいております。しかし内閣といふものは憲法の改正といふものに対して関係すべからざるものだと私は信じておるわけでありまして、その意味で、内閣が憲法調査会を置くということとは誤りだといふふうに感じてゐるわけでございます。

それから次に自衛隊の問題でございますが、自衛隊という一つの基本事実を認めてしまつて、それを認めなくちゃならぬから憲法を改正するといふやうな話になつて参りますと、もうすでに憲法改正の方向が作られてしまつておるのでございまして、先ほど山崎先生がおっしゃつた、自由に、客観的に、公正に検討するといふ御趣旨とは反対になつてくるように思ひます。

○中村公述人 自衛隊法に關連しまして、最高裁にそれが違憲であれば提訴するのは当然だと今、申しましたのでございまして、その点が旧憲法とも非常に違ひます。つまり今の憲法では、一方において国会は国権の最高機関だといふ建前をとつておりますけれども、しかし同時に最高裁には、その国会が違憲の法律を作つたやうな場合にこれを判定する権限を憲法自身が認めてゐます。

これはどうしてそういうことになるか。もう少し基本的にいへば、今の憲法の一つの中心は国民が主権者であるといふことです。つまり国民の声を反映する限りにおいて国会は最高の権限であるが、国民の主権を反映しない場合があるときには、その疑いのあるときには、最高裁で判定を求めるといふところから、一方において国会は国権の最高機関でありながら、最高裁に憲法八十一條が違憲審査権を認めてゐるわけですね。そういう構造を憲法は持つてゐるわけですね。

自衛隊法のこととは戒能さんから申されまして、その点は……。  
○山崎(慶)委員 今の最高裁判所の問題について、私どもは絶対たゞいまの

意見に承服することはできません。先生のお説は学界においてもきわめて少數意見だと思ひます。それだけ申し上げて、私はこれで終ります。

○保科委員長代理 片島君。

○片島委員 私は短かく簡単に神川先生にお尋ねいたしますが、占領中はもろろ日本は植民地みたいなものである、今でも植民地である、こゝういふやうなことを言われたのですが、どういふ点で現在の日本が植民地でありましようか。これは憲法改正について非常に重要な問題ですから、事例をあげて御答弁願ひたい。

○神川公述人 片島先生にお答えいたします。

これは純粹の法律論ではございせん。政治論でございせんが、日本がなぜアメリカの植民地であるかといふことは、講和条約と安保条約、それから行政協定からくることなのであります。それは講和条約、安保条約、行政協定によりまして、日本は日本全土において無制限の軍事基地を提供し得ることになつておるのであります。そして現に今七、八百の軍事基地がございまして、およそ世界五、六といへども、外国の軍事基地が七、八百もあるといふ国は遺憾ながらどこにもないのであります。フィリピンのごときではわずかに十数カ所です。ただ法律上二十何カ所までは使えるやうになつております。しかしながら現に使つておりません。またインドシナのごときもフランスの軍事基地はごくわずかなのであります。ドイツはちよつと例外になつておりました、ドイツにおきましては全土に七、八百の軍事基地がある。これは法律上もつとふやせるのであります。

す。法律上限定がないのですから、今までは七、八百作るといふので、必要があればこれまたもつと拡張ができるやうになつてゐる。

ところで、もう一つ悪いことは駐屯軍なのであります。日本は安保条約、講和条約によりまして駐屯軍を置き得ることになつておる。現に今十萬近い駐屯軍がおるのでございまして、そういうに外國の軍隊が他國の領域内におるといふことは、以前には多少例外がありましたが、こゝういふやうな大きな例は終戦後初めてであります。全くドイツ、日本に限るといへばいいのです。ほかにはごくわずかな軍隊がいる場合もございまして、しかしながらその基礎が違つております。日本のやうにいへば一方的の条項で、と申しますのは、講和条約でも安保条約でも占領中にできた条約でありまして、遺憾ながらほんとうの条約とはいへません。また行政協定にしてもそうであります。この三つの条約とも占領中に調印した条約でありまして、日本が自由の意思を持てないのに調印しましたから、遺憾ながらほんとうの条約とは申しかねるのであります。

また行政協定によりまして、日本はどこの國も持たないほどの、裁判管轄権その他主権の制限を受けているのであります。昔の治外法権なんていうのは何でもないことで、実に無限定にまで突いたくさん人間が治外法権を受けてしまつた、この治外法権という言葉を通俗な意味で使つてですが、そういうわけで、主権に非常に制限を受けております。

また國內においてこれほど外國の軍隊があり、またこれほど全土に外國の

軍事基地を提供してゐるやうな國はほかにないわけでありまして、これは國際通念上遺憾ながら獨立國ではない、獨立國でなければ植民地が屬邦なのです。ですからさういふ事實について申し上げるわけなのでございまして。

○片島委員 ただいまのお話によつて、日本は占領中に一方的に作られた講和条約、安保条約、行政協定に基いて今政治的に自主性を持たない。憲法の改正といふものは政治的な配慮に基いてやるのでありまして、政治的に自主性を持たない國、といふのはほかの國から大きな政治的な圧力を受けている、支配を受けているといふことではあります。さういふところに先ほど先生が強調されました國民の總意に基く自主的な憲法ができるものであります。また講和条約なり安保条約といふものは占領中にできたものであり、一方的に押しつけられたものであるといふことならば、やはり現在でも日本は自主的な憲法を作ることにはまだ情勢ができておらぬと思ひます。ですから、この点はいかがでございませうか。

○神川公述人 ただいまの片島先生の御質問にお答えいたします。

なるほど日本はまだほんとうに獨立國にはなつていないのであります。しかしながら占領中とは相當違ひのであります。占領中は事實上も法律上も一時全く主権を持たなかつたのであります。ところが少くとも講和条約が発効してからは形式的には主權國になつてゐる。これは事實上主權國でないといふだけで、法律的には主權國として通るといふ情勢になつておるわけでありまして、従つて日本は少くとも内政上におきましては、相當の自治權

を回復いたしております。これは占領中の比ではございません。でありますから、占領中にはもとより憲法なんというものはできようはずはないのです。でありますから、フランスの憲法でも占領中は憲法の改正はしてはならぬということがうたつてあります。でありますから、また日本でも美濃部先生は占領中に憲法改正ということは無理であるということを、占領中に言われましたことを御承知と思つたのであります。占領中に憲法改正なんというところは——占領中にやつたから私はいかぬと言つておきます。ところが今度は、なるほどほんとうの意味においては独立国ではございせんが、ある程度にかく内政上において自主権を持つておることはこれは事実であります。またそれをやらなければほんとうの独立国になれないという実情があるわけなんです。でも今の状態ではいつまでたつても日本は独立国になれない。ところがそういふうちにだんだん自主独立の体制を整えれば、やがてアメリカといふとも手を引く、やがて軍隊も撤退する、軍事基地もなくなるといふことにならざるを得ないと思つたのであります。でありますから、どうしてもほんとうに自主独立を得るためにだんだんそういうような改良をやつていかなければならぬ、こう申すわけでありまして。

●片島委員 アメリカが今日日本に駐屯軍を置いたり、またあいつら条約を日本に押しつけておるといふことは、やはりアメリカが日本のためによくならず、よくないと思つておるのじやなくて、アメリカはアメリカの目的でやつておるのだと思つておるのじやありません。何も日本を何とかしてよくしてやろう、日本

をりつぱな国に育て上げなければならぬという熱意は私は持たぬ、こう考へております。そうしますと、今憲法を書きかえればアメリカの日本政策、極東政策といふものは変わるものでございましょうか。今の憲法を見て、アメリカはどうか憲法にこり書いてあるからどうだといふことでなくして、憲法を日本が書きかえる書きかえぬによらず、アメリカとしての極東政策、世界政策、また対日本政策といふものを持つてのじやございせんか。これは国際法の権威であります神川先生に私は念を押しておきたい。

●神川公述人 重ねて片島先生の御質問にお答えいたしますが、申し上げるまでもなく、アメリカの国策といふものは日本の利害とは関係ございせん。これはアメリカの利害の命ずるところに従つてやられますことは申すまでもないのでございせん。また日本が憲法を改正することについてアメリカが果して好意を持つて悪意を持つてか、これは普通はアメリカが憲法を改正させるのだといふようにとられております。果してそうであるかどうかといふことについては疑念はございせん。しかしながら、私はアメリカとして、憲法改正をするかどうかといふことはほんとうに日本が民主主義的になつたかどうかといふことの試金石だと思つていふことは確かだと思つております。

戦争中の憲法や何かを全部手続的にやり直すことは当然しごくのこととて、これは民主主義の命ずるところであります、でありますから、アメリカとしてそれは歓迎する、しかしながら、マッカーサー憲法の中にもいいところもあるから、いいところはなるべく保存してもらいたい、こういうことをアリソン大使が申したのであります。でありますから、その限りにおいてはマッカーサーでもだれでも、また世界中のだれでも、ほんとうに日本人が民主主義的に覚醒し、また民主主義的政治を行ふ実力があるなら、きつと憲法改正するに違ひないと思つたから、そのことは歓迎するだろうと私は思つております。また日本は憲法を改正したからすぐアメリカの極東政策なりあるいは対日本政策なりが変るかといふことがすぐくるかどうか、そう直接関連があるかどうかは私はわかりません。しかしながら、とにかく日本がだんだん自治の体制を整え、つまり経済的にも自立したし、また政治的にも自立すれば自然今日日本に對してとつておるような、そういう軍事基地政策だとかあるいは駐屯軍政策だとか、あるいはまたいろいろ日本に對して治外法権を持つような政策だけは、だんだん改善するだろうといふことを期待しておるわけでありまして。

●片島委員 だいたいアメリカの善意を信じておられるようでありまして、私はアメリカの要人が憲法を改正したらいいとかせぬがいいとか言つたといふようなことは、日本として配慮する必要はないと思つております。これはやはり先生の力説される日本国民の総意に基いてやる限り、アメリカの不利になるこ

とであつても、アメリカがどんなに悪意を持つても、日本国民に善意のある憲法を作ることが私は日本の自主憲法だと、先生の先ほどのお話では信じておつたのであります。ただいまのお話で、私は先生の前からの御発言をあまり信用ができぬことになりました。アメリカが軍事基地を引き揚げ、いろいろな日本からの勢力を撤退するといふのは、憲法の書きかえの問題でなく事実に問題であつて、国民の総意がそこに結集する、たとえば軍事基地は反対であるといふ大きな国民運動が起つて、その国民の感情、国民の精神、そういう思想の統一、そういうものが初めて國際的に非常な圧力を持つてくるのであつて、ただ向うの方が憲法を書きかえることを期待しておる、それで憲法を書きかえたところで、その善意を信じて向うは撤退するであらうといふことは、ちよつと私は危険ではないかと思つております。その点をもう一回納得のいくような御答弁をいただきたい。

●神川公述人 お答えいたします。ただいまの御質問は、私が午前中に申しましたように、われわれの自主憲法といふものは日本を日本人の日本にするといふのが目的であります。決して日本をアメリカのための日本にしよといふような考えは毛頭持つておりません。でありますからその点は私の午前中の陳述によりまして御了解下されたことと思つております。またアメリカが日本に對して今後どういふ政策をとるかといふことは、これは憲法を變える、變えないといふことと直接関連はないのです。これはアメリカが日本に對して持つておるところの根本的な國策

からくることでございまして、それと直接関連はございせんが、憲法に限らずとにかく日本が自立体制を立てれば、おのずからこれはアメリカといへどもそう長く日本に軍事基地をたくさん置いたり軍隊を置いたりすれば、日米関係の感情上のもつれをいろいろ生ずるといふことは、非常に政治的に敏感なアングロサクソンがわからぬはずはないのです。でありますから、一日も早くそういうことはなるべく變えたといふ考へておるのに相違ないと思つておるわけでございますから、おのずから變つてくるだろうと期待するわけでありまして。

●片島委員 その点はそれだけにしまして、もう一つだけ伺ひたいと思つております。憲法が形式的にいかにかデモクラシーを取り入れておつても、占領中にアメリカが作つたマッカーサーが作つたといふことでは、もう根本的に民主主義といふものはない、こういうお話を、私もそれについては一点の疑念を残しながらもやはり了解できるところがあるものであります。そういたしますと、日本の自衛のためと称してできました今の自衛隊が、御承知の通り、警察予備隊として出発をいたしました。が、警察予備隊は、御承知のように、占領中にマッカーサーの指令に基きましてできた。これはアメリカがやつたことであります。日本の安全を保つたこととて、ほんとうに日本のことを考へて作つたとは、この憲法に對して先生が考へておられるように、そう考へないのです。それだけアメリカの善意を私は信用しないわけなんです。ところがそれがだんだんとふとつて今日自衛隊となつた。自立日本の獨立を守るため

の自衛力である、これをやはりこの憲法にこのたび入れたというのは、憲法上疑いがないけれども疑いを持っておる者があるから入れたというお話であります。あなたの論法をもつてすれば、憲法も向うの御都合で作ったのですが、そうすれば自衛隊も向うの御都合によって作ったものなんです。これを自主的な憲法の中に取り入れて合法化し、日本のほんとうの自衛力に持っていくという場合には、果してほんとうの日本の自主憲法に盛り入れるだけの日本のものであり得るかどうか、この点の先生の御見解をお伺いしたいと思います。

○神川公述人 片島先生の最後の御質問は、また非常に重大な点に触れまして、私もこの点については自分の見解を以前にもかつて公聴会で申したことがございますが、今日もぜひ申し述べたいと思っております。少し時間が片島先生との問答としては長くなりますけれども、どうぞ一つお許し願いたいのでございます。

憲法第九条につきましては、まだ歴史的な研究とその法律学的、政治学的の研究が足りないと思っております。今まで日本でも出ました第九条に関する法律家の見解や、またその他の学者の見解というものは、当を得ていないと考えておるのであります。ですからこの第九条については、まだまだほんとうに真意をはっきりさせなければならぬのであります。ところが第九条は、実は何段かの变化をしてきておるのです。でありますから、第九条のこの条文ができませんでには、何回か变化をしてきておりますが、その最初がマッカーサー自身が書きおろした条

項なんぞでございます。マッカーサーがホイットニーに憲法草案を作れという命令をしますに、マッカーサーは三カ条の条項を書きおろしまして、これだけは全然手を触れてはならないぞ、という命令をいたしたわけなんです。ですから、そのうちの第二項というのがちょうど第九条に当るわけでありまして、でありますから、この第九条というのはマッカーサーが最初に書きおろした三条のうちの第二でございます。そしてそれからきておられますから、どうしても第九条というものがほんとうにどういう意味を持っておるかというところは、やはり沿革的に調べないとわからない。その最初は、ただいま申しましたように、マッカーサーの書きおろした第二条でございます。それは今の第九条のテキストとは違っておるの

であります。どういふふうに違っておるかとお申しますと、第一に第一項において違っております点は、自衛のための戦争というものを最初は禁止しておったのであります。マッカーサーの最初の書きおろしによりますと、自衛のための戦争もいかにいふことが書いてある。これは大体御承知かと思ひますが、国家の主権的権利としての戦争を禁止する。それから日本は国家の紛争の解決のための手段としての戦争、これは普通よく使われる言葉です。これは一九二八年の不戦条約以来絶えずこの言葉が使われるのであります。国家の紛争の解決のための手段としての戦争、これはいけない。これは現に不戦条約でもそういうふうには認めたのであります。それからその次に及び、自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する、こう書いてある。ここが実に新しい考え方なんです。ですからマッカーサーは初めの考えではもう自衛のための戦争も禁止する、こういうことをはっきり書いておったのです。つまり正当防衛戦争です。正当防衛戦争もいけないということをはっきり書きおろしてあったのです。ところがこれは基本人権の考えと正面衝突するわけでありまして、この点はよく御了解願ひたいのであります。基本人権の考えと正面衝突するのです。それでマッカーサーは困った。なぜならば、基本人権の第一は生命を維持する権利なのであります。従つてまた生命を維持するために正当防衛する権利なのであります。これはなるほど今の憲法にははっきりうたつておりませんが、しかしながらこの憲法が基本人権というものをやかましく言うておられます以上は、それは第一に掲げられるべき当然の権利なのであります。生命、身体、安全を保障するというのが基本人権の根本であることは、これはアメリカの憲法を見ればだれでもわかることなのであります。また日本におきましては、憲法においてこそ規定いたしませんでしたが、民法や商法におきましては、はっきり自衛権、正当防衛権、それから緊急状態行為というものを認めておることは、御承知でありましよう。でありますから、基本人権をやかましくいふ、個人の基本人権といふものを認める限りは、国家に自衛権を認めないといふことは矛盾ではないのであります。実にこれほどおかしなことはないものであります。いかなる文明社会におきましても、個人は正当防衛権を持っていなければ生存できないというものが、遺憾ながら事実なんです。

す。文明社会において個人が個人の正当防衛権、すなわち自衛権を持たなければ生存できないならば、今日のような非常な野蛮な幼稚な国際社会において、自衛権がなくては生きて生存できないであります。でありますから国際法においては、国家の正当防衛権と緊急状態行為というものは、国家の基本的権利であるといふふうに認めておるわけなんです。これはどここの国際法学者も国家の基本権利として自衛権を認めておる、これは当然のことなんです。ところがマッカーサーは国内で基本人権、すなわち個人の正当防衛権といふことをやかましく言い、国際法では自衛権を禁止するといふので、すから、これほどの矛盾はございませぬ。どうにも行き詰まつてそれだけばぶいてしまつた。でありますから今の第九条は自衛のための戦争といふのは許すといふことになつておる。要するに最初の案と比較研究しますと許すといふことになつておる。すでに自衛のための戦争を許す以上は、戦争放棄したところで、それは要するに攻撃戦争のための権利を放棄したといふことを意味するのが当然でございませう。また事実いかなる国の憲法も、また国際法もそういうふう書いてあるのでございませう。正当防衛のための戦争を禁止するなんて憲法はどこにもないものであります。いかなる国の憲法だろうが、国際条約だろうが、正当防衛のための戦争といふものは当然国家の基本権利として認めておるわけでございます。でありますから結局この第九条といふものが、自衛権を認めることだけはこれは間違いないのであります。これはマッカーサーの原案と

すでにそうでありますれば、この第二項におきましては、やはり違つた解釈といふものが出てくるわけなのであります。もしそういうふうな解釈がなすなれば、この第二項の規定といふものは矛盾するわけなのであります。ところが自衛権は持つておるけれども、日本は陸海空軍及び戦力は持つてはいけません。また国の交戦権も持つてはいけません、こう書いてあります。これは実際はマッカーサーは初めそういうふうな書きましたが、第一項を直したにかかわらず、第二項だけはそのままにしておいたものであります。ここに非常に矛盾があるわけでありまして、しかしながら第二項はともかくそのまゝにいたしておきまして、そうして日本は陸海空軍及び戦力は持つてない。また国の交戦権は持つてない、こう書いたものであります。でございませう。ここに実は矛盾があるのであります。しかしながらこれはマッカーサーの原案の通りなのであります。マッカーサーの最初のノートの通りに書かれました。結局明文をもつてすれば、日本は陸海空軍並びに戦力、こう書いてある。戦力、ウオー・ポテンシャルを持たない、これははっきり書いてあるのです。でありますからもしマッカーサーの原案通りの意味ならば、無論一切陸海空軍も戦力も持てないという意味に相違ないのであります。しかしながらとにかくマッカーサーが第一項におきまして自衛権を認めておりながら、第二項においてその自衛権のために必要な手段である陸海空軍及び戦力を禁止するといふのでありますから、ここで自家撞着に陥つてしまつたわけでありまして、それからさらに第二項にお

いてある。ここが実に新しい考え方なんです。ですからマッカーサーは初めの考えではもう自衛のための戦争も禁止する、こういうことをはっきり書いておったのです。つまり正当防衛戦争です。正当防衛戦争もいけないということをはっきり書きおろしてあったのです。ところがこれは基本人権の考えと正面衝突するわけでありまして、この点はよく御了解願ひたいのであります。基本人権の考えと正面衝突するのです。それでマッカーサーは困った。なぜならば、基本人権の第一は生命を維持する権利なのであります。従つてまた生命を維持するために正当防衛する権利なのであります。これはなるほど今の憲法にははっきりうたつておりませんが、しかしながらこの憲法が基本人権というものをやかましく言うておられます以上は、それは第一に掲げられるべき当然の権利なのであります。生命、身体、安全を保障するというのが基本人権の根本であることは、これはアメリカの憲法を見ればだれでもわかることなのであります。また日本におきましては、憲法においてこそ規定いたしませんでしたが、民法や商法におきましては、はっきり自衛権、正当防衛権、それから緊急状態行為というものを認めておることは、御承知でありましよう。でありますから、基本人権をやかましくいふ、個人の基本人権といふものを認める限りは、国家に自衛権を認めないといふことは矛盾ではないのであります。実にこれほどおかしなことはないものであります。いかなる文明社会におきましても、個人は正当防衛権を持っていなければ生存できないというものが、遺憾ながら事実なんです。

て国の交戦権も認めない、これが果して何のことかわからないのであります。つまり交戦権、戦争権を認めないということは、第一項にうたつてあるわけでありまして、従つて第二項における交戦権というものは幾ら考えましても、交戦者の権利という意味しか出てこない。国家の戦争権、クリーグス・レヒトと申しますものは第一項に規定してある。これは今申しましたように攻撃戦争はできない。ただ防衛戦争はできる。(片島君)失礼ですが自衛権のことを聞いておるのではない。自衛権はわれわれも認めておる。(と呼ぶ)そうしますれば本来ならば自衛のための手段である陸海空軍も、また戦力も、また交戦権も認めるべきはずだったのであります。ところがそれだけは直ちに、やはりアメリカの根本的な占領政策に従つて、陸海空軍は全部いかに、戦力はいかに、交戦権もいかにというふうにしてしまつて、ここに本来矛盾があるわけなのであります。ところがこゝういふふうな第二項というものはいまだかつてこの憲法にもないのであります。これは確かにこの文字の通り解しますならば、実に世界にもないような憲法なのであります。これこそはアメリカの戦争政策、占領政策の眼目として実現されたところでありまして、アメリカとしてはそれを初めから実現しようとしておつたところなのであります。ところが今日の世の中において、果してそゝういふ自衛の力を持たずに国家として成立し得るかという問題があるわけなのであります。とにかく何人も軍備を撤廃し、そゝうして世界平和を永遠ならしめるといふことは、だれだって敬虔なる念願でありましよう。し

かしながらほんとうに軍備を必要ならしめる、また戦争を引き起すような實際的原因がある限りは、そゝうやたらに戦争がなくなつたり、また平和が維持できるはずはない。何しろ原因、結果の法則というものはいつでも働いておりますから、やはり必要があればこそ軍備を持つ、戦争の起る原因があるから軍備を持つ必要があるのに、軍備がなくなる、戦争がなくなるというこゝとはあり得ない。それでありまして、こゝでこの国でもこゝういふような憲法は採用しないのであります。

〔保科委員長代理退席、委員長着席〕

でありますから實際戦力も持たず、陸海空軍も持たないといふのは世界においてリヒテンシュタインとアイスランド以外には絶対ない。リヒテンシュタインとアイスランドだけはなるほど軍備を持たない。ところがリヒテンシュタインはわずかに人口が一万三千人でありまして、またアイスランドは十二万人なのであります。でありますからこゝういふふうならばそれは軍隊を持たなくてもよいかもしれせん。しかしながらおおよそ人口八千万、九千万という国で軍隊を持たないといふ国は世界にないのでありますから、おおよそ国家として成立するためには、憲法第九条といふものは絶対に変えなければならぬ、こゝろ確信しております。

が、予備隊だつて自衛隊だつてアメリカのために作つたものだ。それを今度作ろうとしておる日本の憲法にそのまゝべつと差し込んで、それで自衛といふことがいえるかどうかといふことだけを私は質問しておるのです。あなたは、アメリカが作つた憲法だから内容がよくても民主的じゃないと言つて、自衛隊もアメリカが日本を守るために作つたと弁解しても、アメリカのために作つたと弁解しても、それをあなたの唱える自主憲法の中にべつと差し込んで、ほんとうに自衛的なものになるかどうかといふことだけを聞いておるのです。

○神川公述人 今の点は、私の今申しました根本理論からすぐ出てくるわけなんです。ごさいですが、確かに日本の警察予備隊といふものは、一九五〇年の六月二十五日に朝鮮動乱が起つて、そして日本におりました十数方の軍隊が一夜にして朝鮮半島に移つたのであります。従つて日本の内地はからになりまして、でありますから、日本の国内の治安を維持する道がなくなつたのであります。そこでマッカーサーは自分が主張しましたところの原則と矛盾しますけれども、直ちに警察予備隊なるものを作つて、実際の軍隊を作つたわけでありまして、確かに、これは実際の軍隊でありまして、再軍備なんです。ですからマッカーサーは自分です。再軍備を禁止しておきながら、結局は自分の手でもつて再軍備をやつた、実に矛盾着したことをやつたのであります。でありますから、それは確かにアメリカが日本国内の治安を維持するために作つた臨機の処置に相違ないのであります。しかしながらとにかく

日本として、アメリカ軍隊に全部治安の責任を持たせない限り、やはり日本としてはある程度まで軍隊を持つといふことは實際上の必要でありますから、だんだんそれが太つて今日にまでなつてきたわけでありまして、今日はまだすべてのことがアメリカの指図を受けておりますから、従つて日本の軍隊といふものは確かにほんとうの日本の軍隊になつていないかもしれせん。しかしながらやがては日本がアメリカの支配を脱しますれば、それは必ず日本臣民の……(笑)日本公民の軍隊といふものがいつの日か必ず現われるといふことを期待するわけでありまして、現に今日の軍隊がそゝうであるとは申しません。

○受田委員 議事進行について――三時半から約二時間本会議が行われるわけでありまして、二時間本会議をやつて、また総行するといふことになれば、先生方にも苦勞をいたさなければならぬので、大へんお気の毒だと思ふのですが、ただいま本委員会の進行状況を見ますと、まだ三人しか質問が終つておりません。あとに続く者十数人、この全部の人が、現状をもつて進行するならば、どうしても本日中には困難だと思ふのであります。この点に取扱いをしたらいいか、委員長においてしかるべくお取り計らいをお願いいたします。本会議終了後は忙しい先生方にお残りいただく御都合がつくかどうか問題だと思ふ。本会議にいく前に適當な結論を出していただいて本委員会の運営を正常化せしめていただきたいと思ひます。

○山本委員長 了承いたしました。なお時間がありますから、質疑を続行いたします。眞崎君。

○眞崎委員 時間もありませんし、ごく簡単にまず神川先生にお伺ひしたいと思ひます。この現行憲法の制定が先生の御指摘のような経緯によつて上つたことは明瞭だと思ひます。しかるに私は国際法には暗いけれども、占領軍といふものは占領政策実行に必要な諸法規は設定し得るけれども、国の根本法である憲法を作る権能はないといふことを聞いておるのですが、まずこの点いかがでございますか。

○神川公述人 眞崎先生の御質問にお答えいたします。アメリカの軍事占領、軍事統治といふものは、従前の国際法のあらゆる規則またあらゆる国際慣例を打ち破つたものであります。だから単にそれはヘーグ陸戦法規を打ち破つたくらいのものでございせん。従来あらゆる国際法規あらゆる国際慣例を打ち破つたのであります。私はそれを超法的行為と考へております。超法的行為でありますから、従来のあらゆる国際法規や国際慣例を打ち破つておるのであります。でありますから戦時、占領中のことをきめましたヘーグ条約、すなわち陸戦法規条約といわれておりますものには、むしろ正面衝突するわけでありまして、占領軍としてはできないあらゆることをやつたわけでありまして、これはちゃんとマッカーサーのレポートに書いてございまして、ヘーグの陸戦法規条約ではできないことだけれども、とにかくやつたのだといふことが書いてございまして。

○眞崎委員 次にはたびたび問題になりました第九条でありますから、要点だけ伺ひますが、交戦権などといふものは双務的なものであつて、国内法だ

けで決定し得ない性質のものじゃないかと思いますが、その点いかがでございますか。

○神川公述人 眞崎先生にお答えいたします。第九条第二項の交戦権と訳しております言葉——ライツ・オブ・ベリジェレンシーというものを、そういう意味で使った例は国際法にもないのであります。これは、おそらくいろいろとが作った言葉だと思ひます。でありますから、何のこともわからぬのです。もしそれがほんとうに交戦する権利という意味ならば、第一項に放棄するということが書いてあるから、ライツ・オブ・ベリジェレンシー——しかも複数のライツ・オブ・ベリジェレンシーなどというものは書く必要はない。でありますから、学者はみな交戦者の権利と解釈しておるのであります。これはやむを得ないのであります。交戦の権利というものを第一項に書いてあるのですから、同じことを同じ条項に書くはずはないのでありますから、交戦者の権利——交戦者ならばベリジェレンツなんでありまして、従つてライツ・オブ・ベリジェレンツならわかるのであります。その解釈をおかしなことになる。日本は外国と戦争しても、戦時国際法規の利益は何も受けないで、みづから辞退するのだ、常に日本人は、戦争すれば戦時重罪を犯したことになるというわけで、実におかしなことではないか。しかしながら、そんなことにはならない。なぜならば、国際法上におきまして、交戦者の権利はちゃんと保障されておる。すなわち正規の軍隊に属するもの、不正規軍隊でありますところの民兵、義勇兵団に属するものはもとより、ルベ・アン・マッス、すなわち群民蜂起に属しますものも、すべてみな国際法上ちゃんと権利を保障されておる。権利を保障されておりますから、いくら国内法でそれを伏せたところで、いよいよ戦争となれば主張することもできるし、また外国がそれを犯せば、これを責めることもできるものであります。でありますから、国際法上当然認められておるようなことを国内法で放棄したことになるわけでありまして、実にこれは不合理なことではございませんか、学者が非常に解釈に苦しんでおるところであります。それで、これはおそらくはしるうとの書いたものであらうというふうに判断しておるのであります。

○眞崎委員 次に、戦力ということについてでございますが、大体現代戦の様相を大部分は取り違へて理解しておると思ひます。すでに思想戦という言葉が用いられておるうちに、現在、武力戦は最後にとどめを刺す方法として考えられておるのであります。三千年前に孫子が戦わずして勝つような作戦を主としてやり、そして各国に自壊作用を起させるように仕向けておられます。さういふ意味におきまして、いわゆる国家のありとあらゆる有形無形のもので、一つも戦力でないものはございません。そうしますと、戦力を否定するということは、国家自身が自分の存在を否定するということ意味になって、私は非常に危険な表現であると思ひますが、この点はいかがですか。

○神川公述人 眞崎先生の御質問にお答えいたしますが、この陸海空軍その他の戦力を禁止するということは、これは第一次世界戦争後初めて使ひ出した言葉であります。第一次世界戦争以前におきましては、いつも陸海空だけを問題にしておりました。ところが国際連盟における軍縮委員会におきまして、陸海空軍だけを制限したり禁止したりしても、とにかくポテンシャル、戦力をそのままにしておいては、一朝事ある場合にどんな軍隊でもできるから、意味をなさないのであらうから、そこでフランスの代表者が、いつでもウオー・ポテンシャル、ミリタリー・ポテンシャルというものを禁止しなければならぬといふことを言い出した。それがもとでございまして、それから国際会議とか、あるいはその他の方面におきまして、陸海空軍及び戦力、ウオー・ポテンシャルといううちに、お説の通りあらゆるものが含まれるわけでありまして。今日の戦争は、言うまでもなく総力戦でありますから、あらゆる分子を含みます。それを一網打尽に撤廃せよといふことをアメリカはうたつたわけなのであります。もしそれを今日ほんとうに日本が実行していけば、日本は国家でなくなるわけでありまして。国家でなくなり、植民地か国領でございまして。でありますから、もしそれをいつまでも守り続けるならば、それはいつまでも外国の植民地にしよといふ考え方なのであります。どこまでも占領憲法であるといふことに変わりはないのであります。

○眞崎委員 次に、六十六条の文民云々といふことでございますが、この新憲法の大精神である基本的人権とは非常に矛盾した表現であると思ひます。そしてまた、実際どういふ取扱ひ方で、今日国家が非常に損害をこうむつております。さつきから、ほんとうに日本のためになる自衛隊ができるかという疑問を持たれるが、その重大な欠点は、文民云々などという考え方に基く点が一番大きいと思ひます。で、この点に關して先生のお考えを伺いたいと思ひます。

○神川公述人 お答えいたします。この文民といふ原語は、シヴィリアンなのであります。また外国語が出ますから、どうもやむを得ません。原語が外シヴィリアンといふ言葉、これは、憲法案の討議が議会で行われておりますほとんども最後になりましたから、極東委員会から指令してきたことなのであります。これも最近わかりました。極東委員会の決議でもつて、どうして日本の内閣の大臣といふものは文民でなくちゃいかぬ、シヴィリアンでなくちゃいかぬ、こゝういふことを極東委員会で決議いたしました。そして、マッカーサーの手を通じて日本の政府に要求し、日本の議会に要求したのであります。これは一つの例でございまして。ところが、極東委員会がシヴィリアンといふ言葉を使ったのはどういふことかと申しますと、これはおそろしく私は、極東委員会が誤解したのであると思つておるのでございますが、アメリカで使つておるのと大体同じ考え方で使つたのだらうと思ひます。アメリカでは、どういふものか、簡単に申しますと、現役軍人ではないといふことなのであります。現役軍人はミリタリーであります。ミリタリーではないものはシヴィリアンである。でありますから、アメリカにおきましては、國務大臣、大統領、その他国家の高級官吏といふものは、みなシヴィリアンでなくちゃいけません。しかしながら、それは現役軍人でないという意味でありまして、マッカーサーだつて、軍服を脱げば大統領になれますし、マシナルだつて、軍服を脱げばすぐ國務大臣になれる。そういう意味で、おそらくは日本へ押しつけたのだらうと思ひます。ところが向うが気がつかないのは、すでに日本には軍隊がない。従つて、シヴィリアンといふのは意味をなさぬ。従つて、日本はど

う解釈すればいいかといふ問題が具体的に起りまして、法律家の議論がそこちにあるのであります。しかし私は、そゝういふこまかい法律の技術には立ち入りませんが、とにかく日本が軍隊を持たない限りは、それは結局軍人以外の文民、シヴィリアンといふ意味になるのだらうと思ひますが、もし軍隊を持てば、しこりしてまた現に実際は、日本は自衛軍といふ軍隊を持ちつつあるわけでありまして、だんだんこれも變つてこなければならぬと思ひわけでありまして。結局は、アメリカで使ひシヴィリアンといふような意味に解釈されるように將來はなるのだらうと考えております。

○眞崎委員 大体民主主義といふばく然たる考え方で日本が混亂に陥つたことは、今度が三回目であります。いわゆる鹿鳴館時代の民主主義流行、それから第一次大戦後の思想混亂と今度が三回目であります。民主主義といふのは、私の見解では、日本の伝統のつとめた民主主義でないといふ国家を破壊するようなことになると思ひますが、この点についてはいかがですか。

○中村公述人 民主主義というのは、人類の一員としての人間の自覚の上に立つた表現でありますから、先ほどもお話しがありましたように、世界的なもの、そういう世界的な視野に立つて人間性を自覚するというのが日本の国民にとっては特に重要なわけで、そのことが、初めて戦争をした結果自覚されてきたわけでありまして、そういう民主主義というのは、まさに世界の歴史の方向であって、憲法改正に関連しますと、およそ憲法の改正ということ、それは、どういふ憲法でも規定してあります。しかしそれにはおのずから限界がありまして、そういう歴史の方向に向つて民主主義に進むために改正するということをお前提としておるので、その民主主義を否定して、日本の憲法の改正運動のように、旧憲法時代に戻すような改正をするということは、改正そのものの意味することではないと思ふ。まさに今の憲法は、そういう民主主義の内容を持つておるがゆゑに、われわれはこれを尊重するのです。民主主義そのものの説明は、どうもこれ以上詳しくするの時間がありませんから、どういふ点を特に言うのですか。

○眞崎委員 民主主義ということをはつきり言わねがために、勝手な解釈のもとに民主主義をやつておる。その民主主義というものは、どこまでも日本の伝統、民族性にのつた民主主義でなければならぬと、こゝろ私に考えるわけでありまして。

○中村公述人 それは、日本の民主主義といふこともいわれますけれども、民主主義は、そういうふうに日本の特殊な民主主義といふのではなくて、基

本的にやはり世界に共通したもので、そういう点が今の憲法ではことに強調されていまして、民主主義といふものはそういうものだと思ひます。ただその現われが、日本の場合にどういふふうに見られるかという現象面では、民主主義はいろいろありますけれども、民主主義そのものは、まさに人類的なものであり、世界的なもの、こゝろいかなければなりません。

○山本委員長 眞崎さん、本会議が始まりましたから、どうぞ……。

それでは暫時休憩いたします。

午後三時三十八分休憩

午後四時二十三分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き公聴会を再開いたします。質疑を続行いたします。辻君。

○辻委員 私は眞崎委員の質疑に関連をいたしまして、中村先生にちよつとお尋ねいたしたいと思ひます。

中村先生は、戦争中約十年にわたつて台湾の大学で憲法の講義をなさつていらつしやうでございしますが、そのときに、旧憲法というものはあな

○中村公述人 当時の大日本帝国憲法は、解釈によりまして、あれを天皇機関説的に解釈する立場もありましたし、また天皇主権説的な立場で解釈する立場もありました。私は、本来天皇機関説の立場の系統の学問をしたのですが、しかし旧憲法を客観的に見た場合

は、やや天皇主権説的な構造をやつぱり持つておると思ひます。そうして、そういう天皇主権説的な構造を持つておる憲法は、私としては必ずしも賛成ではありませんでした。しかし憲法の学問としましては、そういう憲法の特徴を述べるのが学問的でありましたので、私は、明治憲法の保守的な面を客観的に述べました。そういう経験に基きまして、ああいう明治憲法があるのでは、民主主義はやはり阻害される、こゝろいふふうに考えました。そのため

は「天皇は大元帥として統帥権を握ることによつて、問答無用の独裁権を有したのである。だから、明治憲法は、国民の政治的参加を認め、その権利や自由を保障したようにみえるけれども、その実、天皇制絶対主義をこれによつて制度的に確立したのである。天皇制といふものは、君主の賢明さとか温情とかを生かすような制度でなく、全くの独裁機構そのものだといふことになる。」こゝろいふふうに発表なさつていますね。これに間違ひございませんか。

○中村公述人 間違ひございません。

○辻委員 そこで、私が最後に結論として申し上げたいことは、學者といふものは権力におもねらず、利益に誘惑されないうで、おのれの信念といふものをあくまで持つところに學者といふものの尊厳があると思ひます。いかに敗戦という事態にぶつたにしても、十年間にあなただの學者の良心がかくのごとく百八十度転回されたといふことについて、どういふ心境の変化からそうなられたか、それをまず簡単に承りた

○中村公述人 今、辻さんが言われましたことは、私の戦争中に書いたことと、その後書きをしたことと、それは私としては一貫しております。旧憲法といふものは天皇中心の憲法でありまして、その当時におきましては、天皇にまつ正面から反対するといふことは、これは公立大学として、また普通の教授としても非常に言論の制限があつた。そこで私は、旧憲法の中で可能な限りの民主的な主張をすべきだ、こゝろ考えましたので、そこで、たとえ

たの學者の良心に一致したといふお考えのもとに學生に講義をなさいましたか、それとも、旧憲法は、あなただの思想に合ふといふようなお考えを持つていらつしやいましたかをまず承りたいと思ひます。

○中村公述人 それは誤まりでございます。

○辻委員 そこで、次は敗戦後七年たつて昭和二十七年の七月の改定に、あなた

○山本委員長 公述人にお願ひ申し上げますが、時間が非常に短かく詰めますが、

つまり天皇制のもとで最も可能なデモクラシーの主張をするには、その天皇制といえども国民を無視しては政治はできないのだ、こういう点を強調すること、これがせい一ぱいであるといふに考えました。それからデモクラシーの問題と、もう一つは軍の問題でありましたが、私は、戦争中国防会議論というものを中央公論に書いておりました。それも、軍の独裁を抑えるには、憲法の制約がありまして、天皇自身にある程度において、つまり天皇の政治的な面で軍を抑えるほかにないといふに考えまして、そこで統帥権において、天皇の御前會議というよりなところで政治の力で調整すべきである、こういうことを主張いたしました。その考え方が妥協的というか、そういう憲法のもとで主張する主張として最も適当であったかどうかという点については、本来はそういうことは批判すべきであった、つまり天皇制そのものを批判すべきであったというのかもしれないけれども、私は、そういう限りで極端な政治が行われないように、可能なデモクラシーの主張をしたつもりであります。そこで、そういうことをしたけれども、やはりそういう天皇中心の憲法のもとでは、幾ら可能な主張をしても、それはだめなんだ。そこで終戦後は、憲法を変えなければならぬ、こういうふうに私は痛感いたしましたので、それを書きました。

○辻委員 そうすると、あなたは、学者的な良心において旧憲法に必ずしも同意でなかったが、当時の政治的な圧力といえますか、環境のもとにその礼賛をやらなければならなかった、礼賛という言葉はひど過ぎるかもしれないけれども、あなたがほんとうに学者としての良心があれば、こういうことを筆に書きになるものではない、そういう感じを持つのです。

いま一つ、それではさらに突っ込んでいきたいと思います。それでは最悪の事態、共産党が日本に入ってきたてブルガニンが君臨したときに、その強大な政治的圧力で共産主義的な憲法をあなたに要求したときに、あなたはその権力に屈して、今度は赤旗のお先棒をかついで得意の変節をやるかどうか、これについて承わりたい。

○中村公述人 共産党の力によって日本にそういう社会主義政権ができるというよりなこと、外の力でできるものではないと私は思いますので、どうもそういう仮説が理解できないのです。その前に、今、辻さんの言われた点で、つまり一方においては憲法の制限があり、そういう中で可能な主張をするということはどうしたらいいのかわかること、たとえば私が左翼運動をやっておるものなら、まづ正面から天皇制を批判したであらうでしょう。しかし、そういうことは私にはもちろんできない。従って、そういう天皇制のもとにおいて可能な主張をするということでありまして、これは天皇制を基礎づけることなく、天皇制の中で一番民主的なものは何か、つまり従来の天皇の詔勅なんかで相当民主的なものがある。たとえば大化の改新のときの詔勅とか、こういうものを使つて可能な主張をしようとしたが、そのこと自身が誤らっていたのではないかとはいいますけれども、天皇制を基礎づけるために主張したのではない。しかし、結果においてはそういうふうに見

られるというのであれば、やはりそこ

に問題があると思います。

○辻委員 天皇制のもとで、可能な範囲において、あなたは学者的な発言をなさつたとおっしゃるが、しからば、将来共産主義政権ができたなら、共産主義政権のもとにおいて、可能な範囲であなたの言論を学者の良心としてお述べになるつもりか。私は、昔から学者といふものを非常に尊敬している。われわれがいわゆる軍部において権力をとつておったときに、軍に反対した学者に私はほんとうに敬意を表したものであります。あの薄給でもって何にも誘惑されないで……今の御時世において、あなたはどおして権力の可能な範囲においてお曲げになるか、もう少し強くなつていただきたい。これ以上あなたの答弁は要求しませんが、学者の影響といふものは近ごろ非常に大きい。あなたも大学の教授です。あなたの思想はそのまま純真な学生に入っていきます。あなた方は戦争中の有名な花形論客ですよ。その意味において、あなたに御自重をお願いいたします。御答弁は要りません。

○中村公述人 というのは、戦争中は、私なんかには権力を徹底的に批判するといふまでの態度はなかった。それがやはり間違ひであつたということ、私は考えております。現在憲法改正とか、アメリカの要求する再軍備であるとか、こういうことに対しては、やはり権力そのものに対しては屈しないようにしなければならぬということ、私は行動しておるわけですが、むしろ戦争中の自分の可能な主張を反省する形で進んでおります。

○辻委員 発言せずにおこうと思いましたが、御答弁がありましたから、つけ加えます。あやまちを改めることは決してとがめません。あのときあなたが敢然として主張し得なかつたことを後悔しておりますから、そこであなたの将来に期待することは、もし日本に独裁的な赤の政権ができた場合に、今度こそほんとうにそれに屈しないように、あくまでも民主主義を守つていただきたいということをお願いいたします。私の発言を終ります。

○山本委員長 飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 皆さんがたたくさんお聞きになりましたので、私はあまりお聞きすることはないんですが、一番最初に神川先生にお断りしておきたいと思ふのです。と申しますのは、先生が非常にたたくさんのことをお話しただきました。先生の、現行憲法は、結局するとところ占領軍命令にすぎないというお説は、これはりっぱなお説として私は同感いたしました。先生が、尊敬をいたします。ただし、いろいろそういうお話がありました中で、私たちがどうしても納得できないというよりは、むしろ先生のために惜しむような事実がありましたので、一つお願いをして、そういうことのないようにお願いをしたいと思ひます。まず第一は、占領中にできた法律、政令、そういうものはみなほとんど失効していく、こういうお話がありました。これは政令三百二十五号のようなものだけがなくなつておるので、刑事訴訟法とか民法の中の親族相続法とか、そういうわれわれの生活を規律している法律は少しもなくなつておられません。それですから、何でも論理の飛躍をさせて、占領

中のものはみなだめになつてしまつたなんというおっしゃり方は、僕らのようにならうとならないのであります。が、説得力のためにもおしよをいただきたいと思ひます。

それからもう一つ考えましたのは、この憲法は、元来ならば国会が無効宣言をする方がいい、それが正しいというお話でありました。しかし、これも、国会は現行憲法に対して無効宣言をする資格はないと私は思つております。と申しますのは、現行憲法の上に立つておる国会ですから、みずからの存立の基礎に対して無効宣言をするなどということは、ちよつとできないことじゃないか、こう考えるのであります。これを先生は、平然と無効宣言をするのがよろしいとおっしゃつたのであります。が、こういうことも、非常に小さなことではあります。大勢の人々を誤ります。はなはだ無礼な言ひ方でありたい。はなはだ無礼な言ひ方でありたい。が、こう考えます。しかも無効宣言をすべきこの現行憲法を改正するに当つて、またこの無効宣言をすべき対象である憲法の九十六条を利用して改正する、こういうお話でありました。が、これまた非常な矛盾じゃないかとはいふに私たちが考えるのであります。こんな点三つ、四つ感じましたので、一つ御考慮をいただきたいと思ひます。

そこで、私の伺いたいと思ひます第一の点は、さつき中村先生がお申し述べになつた点ですが、現行憲法の制定をいたしますに当つては、先生のおっしゃつたように、あるいはマッカーサー元帥の方から草案が出たのかもしれませんが、その草案は少くとも国民に

周知されておりました。これは新聞にも出ました。国民はこの草案を知る機会を十分に持ったわけですね。しかも、その草案を国民が見ましてから総選挙が行われました。国民はこの草案を十分に検討するいとまを与えられ、現実にしたかしないかは別ですが、いとまを与えられて総選挙が敢行せられ、総選挙の結果新たな議院が召集せられて、この議院の中で現行憲法の審議が進んだわけがあります。もしそうだとすれば、私たちはこの憲法の審議について、議院は国民の負託を受けておった、こう考えてよろしいのじゃないか、こう考えるわけですね。神川先生も、事実ですからお認めをいただけると思います。そこで進んで、それではそうした国会の審議に対してだけだけの干渉があったのか、それだけ議員が議院の中における言論を制約せられたのか、このことを一つ伺いたいと思います。これは何と云っても、憲法が制定せられる場合に、制定意思というものは国民の意思であるはずで、マッカーサーから問題が出たというところだけを強調することによって、今申し上げたように草案を知り、その上に総選挙があつてできた議院の意思を無視することはできないはずで、そこで、マッカーサーの方から出たということを強調するのなら、同時に、これを審議した国会にどのような制約が与えられたか、こういうことまで考えていただきたいと思います、この憲法が占領軍の命令だとは言切れないと思ふのです。そこで、国会に対して具体的にどのような干渉があり、どのように議員が言論を制約せられたかということ、私たち不幸にして知りません。

で、お教えをいただきたいと思ひます。

○神川参考人 飛鳥田先生の法律家という立場から御提出になりました幾つかの点につきまして、私はすべて先生の御意見には賛成できませんから、そのことを申し上げます。飛鳥田先生は、占領中にできたものでもまだちゃんと残っているものがあるんじゃないか、全部一網打尽になくなったわけじゃない、全然ないかと言われましたが、それは当然なことなのでございます。たとい国際法上当然失効すべきものであつても、国内法上それを失効さすかどうかは国内法上の問題でありまして、国際法上の問題ではありません。でありますから、日本の政府なり議院なりが占領中にやつた改正でも、それを直す必要がない、そのまま踏襲していいと思へば、むしろそのままちゃんとして効なものでありまして、それを国内法上の手続で変えない限り有効であるというところは、最初に私が申し上げたわけでございます。つまり、国際法上は当然ポストリミニアムの法則で無効なんだけれども、しかしながら、国内法上の手続でそれをすぐに無効にするかどうかは、これはまた別個の問題でございます。これは法律家の飛鳥田先生には釈迦に説法と思ひますけれども、その点で一つ誤解のないようにお願い申し上げます。

いろいろな問題がございましたけれども、また、なるほどマッカーサーの方で作ったのかもしれないけれども、しかし、憲法草案としては民衆にも知らされ、また議院にも付託してはなないか。それは日本の議院が主権的な議院であつたか、ほんとうに独立の立法権があつたかどうかという法律問題であります。もしも日本の議院が主権的な議院であり、主権的な国民の代表であつたならば、そうした権利がございまして、マッカーサーの絶対的武力独裁制のもとにやつた議院でありまして、そのうち非常な制限があつたわけでありまして、すべてのことはマッカーサー司令官が決定した。議院が議院であるかどうかは、最後の決定権があるかどうかの問題であります。幾ら議院が議論したところで、最後の決定権はスキャップの意見でございまして、こちらできめる権限は何にもないというのでは、実際法律上から言へば無価値ではありませんか。なるほどやつたでありました。しかしながら、現にそのやつたことが伏せられていまして、衆議院において特別委員会というものができたので、そのうち十四人の小委員会ができた。なぜその小委員会の記録というものは発表しなかつたのです。発表するのは当然なことですが、いやくも民主主義とかなんとかいう看板を掲げている以上は、なるほど特別委員会の議事録は出ていまして、小委員会の議事録というものは発表されてない。そして、聞くところによると、そういう議事録というものは、二重帳簿だそうですね。何でもマッカーサーの方へ出したところへ申し上つてあるのは違つていまして、果してそうであるかどうか知りませんが、二重帳簿のような議事録を作らなければならぬ議院が、どうして独立の議院と言ふまじやう。ですから、な

をやりました。そうしないと、日本をだますわけにいきませんから、カムフラージュはやりました。しかし、幾らくカムフラージュをやつたところで、とにかく主権の権限を持つていない、決定権がない議院といふものは、議院の尊厳がございせん。そこで、私の言うのは、だから、果して当時の議院にそういう尊厳があつたかどうかという問題でございます。これが最後の問題でございます。

もう一つ私に注意しろと言われたのは、何でしたでしょうか。

○飛鳥田委員 いや、それはけっこうです。今の先生のお説によりまして、その当時の議院はすべて主権がない、こういうお話であります。主権のない議院の作つた法律に、私たちは今まで拘束されて参りました。こういうことは、逆に言えば、日本国民を非常に侮辱なすつた御言説だと思ふのです。私たちが主権のない議院の作つた法律のため拘束されるなんて、そんなばかな話はありません。私たちは、ここに日本国民の意思があつたことを認めないわけにいかない。ただ、国際的な関係においては制限を受けておつた場合もあり得るでしょう。しかし、部分的に国際的な関係において制約を受けておつた事実をとりえて、全般的に国会の持つていゝ主権性をすべて奪つてしまふような御議論は、いささか論理的飛躍がありはしないか。ここで直接占領してきたやり方と間接占領をしてきたやり方との違いまでも一切無視して、それは同じ占領といふ言葉にな

るかも知れませんが、しかしその間の議論は、少し乱暴に過ぎはしないか、

こういふふうに私は思ふわけですね。今お説のありました秘密議事録、これは私が先頭に立つて公開を要求いたしております。しかし自民党の諸君は、絶対に公開して下さらないわけですね。きつと自民党にとって不利なことがたくさんあるでしょう。それ私たちが想像しております。少し横道にそれますが、私たちは一切の資料を見て事を決したい、こう願つておりますので、その資料を故意に遮断しようとしておられる自民党の態度に、今お叱りをいただいて非常にうれしく思ひます。どうぞ自民党の諸君が神川先生のお説に従うように、お願いをしたいと思ひます。ともかく、そうした形で、この国会が何らの意思を持ち得なかつたという御言説に対しては、私たちはうなずけないものがあるわけですね。かりにもし先生のようなお説でありますならば、占領中の一切の法律の無効宣言をしなければならぬのじゃないか。それが、先生のお説に従つておりました、やむを得なかつたのだ、だから暫定的に有効性を認めようという御議論のようですが、その辺の法律的な論理的な見解を伺わしていただきたいと思ひます。

○神川参考人 飛鳥田先生の御議論、私は法律的に見て承服できないのであります。なるほど議院がいろいろの議決をやつたことはその通りでございます。従つて、その当時の法律が果して御議論のようにならぬかどうか、そういう議論がありますが、私が申したのは事実を申したのであります。事実がその通りであつたから、私はその方の専門的研究家という立場から申したのであります。事実だけのことで

第一類第一号(附属の三) 内閣委員会公聴会議録第一号 昭和三十一年三月十六日

二五

事実を曲げるわけにはいかない。事実その通りなんでありまして、遺憾ながらマッカーサーの絶対的軍事独裁制のもとにおける議会というものは、ある意味においてはナンセンスでありまして、そこでこんなことをやられたか知りませんが、それは独立国の議会とはまるで違つたものなんではないかと。だから、この事実はいかんともするところではない。ただ事実を私は申し上げたのです。ですから、私は決して侮辱も何もいたしません。当時の日本としては、それは絶対不可抗力なものであつたでございましょう。それは事実です。決してそれがために輕蔑なんかいたしません。ただ學者として客觀的事実がさうだということを申し述べるだけのことでございまして。ところが、その議会でやつたことを保存するかどうかは、その後の議会なり政府なりの態度いかんによるわけでありまして、また政府なり議会なりで、これは占領中にやつたものではなはだおもしろくないから再検討しなければならぬ、これはやはり作り変えなければならぬ——私はそう思いますが、そういう御方針ならば、それを議論をされた方がいいと思ひます。私ならば直していただくかと思つております。ところが、今まで憲法すら直さなくてもいいというのでありますから、憲法付属の法律やその他には全然手をつけていないのは当然であります。まず憲法を直すなければ、こういうものを直すことはむずかしい点が多々あります。ですから、私はまず憲法を直して、そして憲法以下の法律というものは漸次御検討をお願いしたい、こう考えておるわけでありまして、でありますから、これはた

だ日本人が怠慢なんです。日本人が、まだ占領下になつてやつたことがほんとうの独立国の議会であつたことと同じだといふ錯覚に陥つておるから、そう考へておるのではありません、だから、その錯覚を訂正さなければならぬ、なるほどこれはやり直さなければならぬ、たとい同じものを作るにしても、とにかくもう一ぺんほんとうの議会であり直さなければならぬ、こう考へるのが民主主義でございまして、さういふことをやらすに、ただ占領中からこのままにして置こう、それこそ封建的な考へ方です。自分がほんとうに決定権を持たなかつた、みんなこれはスキヤップが決定したのである。問題はそこです。最後の決定権が日本の議会にあつたかスキヤップにあつたかの問題です。最後の決定権がスキヤップにあつたことだけは、それが何と言おうと間違ひないことです。そんな最後はスキヤップの許可によつてきまつたやうな憲法は、われわれが作つた憲法ではないのです。またさういふわけではありますから、ある意味におきましては、議会といふものはとにかくやろうと思へば何でもできるのです。何でもできるのにやらないのです。また、議会がさういふことができぬと言われれば、それは議会が憲法制定権を放棄することです。それこそおかしなことでありまして、議会がやらすにだれがやりますか。議会といふものは、国民の總意を察し、また国民のためにやるのが当然です。それが国民主権、それが民主主義ではございませぬか。ですから、私は今の議会は怠慢だと考へておりますし、民主主義の立場からい

て、一日も早くそれをやらなければならぬと考へております。ところがそれをやらすに、こんなことは議会できぬといふのは、みづから議会の権力を放棄し、民主主義を放棄するものであります。ですから、飛鳥田先生が幾ら何と言われても私は承服できません。

○山本委員長 飛鳥田君、どうぞ結論をお急ぎ下さい。

○飛鳥田委員 どうぞ一つ先生、政治的な問題と、純粹に法律的な問題とを分けて御説明をいただきたいと思ひます。私の御伺ひいたしましたのは、第一にお伺ひいたしましたのは、占領軍の指図によつてその理由が作られたといふことならば、これを議定いたしました国会に自由意思があつたか、なかつたか、もしあつたと思へば、それは有効だと言わざるを得ないと思ひます。なかつたといふならば、現憲法は無効だと言わざるを得ないと思ひます。それを、今この国会がどう処理するかといふことは政治的な問題です。であります。もしさういふ意思の自由のないところにでき上つたものだとするならば、先生は、占領軍命令だと規定をなさるか、それではなければ、憲法として無効だとおっしゃるか、この二つしか私はないように思ひます。私も法律で飯を食つておるのです。意思の自由のないところにほんとうの法律行為といふものはないといふように教つて、そのまゝ覺えておるつもりですが、いかがですか。

○神川公述人 それは飛鳥田先生、自由意思とか意思表示の自由といふものは、占領中はございませぬ。占領中は、たびたび申しましたように、武力的絶対独裁制でございまして、あらゆるものはスキヤップが規律いたしてゐるのであります。でありますから、実に空前の厳格な検閲制度をやりましたことは御承知の通り。とにかくいかなる日本の政府も、いまだスキヤップのよきな検閲制度をやつたことはございませぬ。昭和二十三年ころに至りますまでは、あらゆる出版物の事前検閲をす。飛鳥田先生も御承知でございませう。新聞だろが雑誌だろが、あらゆるものは事前検閲なんですから、スキヤップの意思に反するものが出ますかね。また外国のジャーナリストもそれに非常に反対しまして、実に日本ほど言論の自由のないところはなかつたと言つて憤慨した。さういふ憤慨をした人は、わずかに三日なり一週間であつた。それから三日なり一週間であつた。占領中の日本ほど言論の自由のないところはなかつた。現に私などは、追放を受けておつて、全然言論の自由はなかつたのです。ですから、さういふ言論の自由といふものは、ほんとうの言論の自由ではございませぬ。言論の自由といふものは、いかなる権力の制限も受けないものでなくてはならぬ。ところが絶大な権力の制限を受けておるのですから、それでドイツの国民といふものは、とにかく占領下においては、自由な意思表示だとか何とかいふことは絶対にできないから、民主憲法はできないといつてはねつた。それがほんとうではありませぬかね。とにかく自由意思が……

○飛鳥田委員 先生の御意見は、私たちはもうかなりよく伺ひました。私のお伺ひしているのは、結論として、現行憲法は占領軍命令にすぎないとおつしやるのですか、それとも無効の憲法だとおつしやるのですか。その点だけをお伺ひしておるのです。

○神川公述人 私はたびたび申しましたが、國際法上は無効であると思つております。ただ國內法上はまた別の問題であると思つております。

○飛鳥田委員 國內法的には、それは占領軍命令ですか。

○神川公述人 國內法的には、むしろ占領軍命令でなければならぬ、それをどう取り扱つかといふことは、日本政府なり、あるいは議会なりの方針によるわけですから。

○飛鳥田委員 國際法的には無効であり、國內法的には占領軍命令である、さういふ御結論をいただいたわけですから、さういふことを、その上に立つて、この議会などといふものも、占領軍命令の延長でございましょうか。

○神川公述人 私は、さつきから申しましたように、まだ日本は、占領状態をほんとうには脱していないと考へております。さういふ占領中の法規をすべて改正されませんから、さういふものを全部改正されたら、私はほんとうの議会だと思ひます。

○飛鳥田委員 大へんありがたいことですが、私たち憲法による議員たることを先生から否認をせられたところであり、最後に、第二の問題としてお伺ひしておきたいのは、この憲法に対する改正論は、ニクソン副大統領が日本にやつて参りまして、日本にさういふ憲法を持たせたいのはアメリカの間違ひだつた、さういふやうな聲明をいたしました。続いて國務省の方から、一九五四年は憲法改正準備の年、一九五五年は憲法改正の年、さういふやうなプログラムが出されて参りました。こ

て、一日も早くそれをやらなければならぬと考へております。ところがそれをやらすに、こんなことは議会できぬといふのは、みづから議会の権力を放棄し、民主主義を放棄するものであります。ですから、飛鳥田先生が幾ら何と言われても私は承服できません。

○山本委員長 飛鳥田君、どうぞ結論をお急ぎ下さい。

○飛鳥田委員 どうぞ一つ先生、政治的な問題と、純粹に法律的な問題とを分けて御説明をいただきたいと思ひます。私の御伺ひいたしましたのは、第一にお伺ひいたしましたのは、占領軍の指図によつてその理由が作られたといふことならば、これを議定いたしました国会に自由意思があつたか、なかつたか、もしあつたと思へば、それは有効だと言わざるを得ないと思ひます。なかつたといふならば、現憲法は無効だと言わざるを得ないと思ひます。それを、今この国会がどう処理するかといふことは政治的な問題です。であります。もしさういふ意思の自由のないところにでき上つたものだとするならば、先生は、占領軍命令だと規定をなさるか、それではなければ、憲法として無効だとおっしゃるか、この二つしか私はないように思ひます。私も法律で飯を食つておるのです。意思の自由のないところにほんとうの法律行為といふものはないといふように教つて、そのまゝ覺えておるつもりですが、いかがですか。

○神川公述人 それは飛鳥田先生、自由意思とか意思表示の自由といふものは、占領中はございませぬ。占領中は、たびたび申しましたように、武力的絶対独裁制でございまして、あらゆるものはスキヤップが規律いたしてゐるのであります。でありますから、実に空前の厳格な検閲制度をやりましたことは御承知の通り。とにかくいかなる日本の政府も、いまだスキヤップのよきな検閲制度をやつたことはございませぬ。昭和二十三年ころに至りますまでは、あらゆる出版物の事前検閲をす。飛鳥田先生も御承知でございませう。新聞だろが雑誌だろが、あらゆるものは事前検閲なんですから、スキヤップの意思に反するものが出ますかね。また外国のジャーナリストもそれに非常に反対しまして、実に日本ほど言論の自由のないところはなかつたと言つて憤慨した。さういふ憤慨をした人は、わずかに三日なり一週間であつた。それから三日なり一週間であつた。占領中の日本ほど言論の自由のないところはなかつた。現に私などは、追放を受けておつて、全然言論の自由はなかつたのです。ですから、さういふ言論の自由といふものは、ほんとうの言論の自由ではございませぬ。言論の自由といふものは、いかなる権力の制限も受けないものでなくてはならぬ。ところが絶大な権力の制限を受けておるのですから、それでドイツの国民といふものは、とにかく占領下においては、自由な意思表示だとか何とかいふことは絶対にできないから、民主憲法はできないといつてはねつた。それがほんとうではありませぬかね。とにかく自由意思が……

○飛鳥田委員 先生の御意見は、私たちはもうかなりよく伺ひました。私のお伺ひしているのは、結論として、現行憲法は占領軍命令にすぎないとおつしやるのですか、それとも無効の憲法だとおつしやるのですか。その点だけをお伺ひしておるのです。

○神川公述人 私はたびたび申しましたが、國際法上は無効であると思つております。ただ國內法上はまた別の問題であると思つております。

○飛鳥田委員 國內法的には、それは占領軍命令ですか。

○神川公述人 國內法的には、むしろ占領軍命令でなければならぬ、それをどう取り扱つかといふことは、日本政府なり、あるいは議会なりの方針によるわけですから。

○飛鳥田委員 國際法的には無効であり、國內法的には占領軍命令である、さういふ御結論をいただいたわけですから、さういふことを、その上に立つて、この議会などといふものも、占領軍命令の延長でございましょうか。

○神川公述人 私は、さつきから申しましたように、まだ日本は、占領状態をほんとうには脱していないと考へております。さういふ占領中の法規をすべて改正されませんから、さういふものを全部改正されたら、私はほんとうの議会だと思ひます。

○飛鳥田委員 大へんありがたいことですが、私たち憲法による議員たることを先生から否認をせられたところであり、最後に、第二の問題としてお伺ひしておきたいのは、この憲法に対する改正論は、ニクソン副大統領が日本にやつて参りまして、日本にさういふ憲法を持たせたいのはアメリカの間違ひだつた、さういふやうな聲明をいたしました。続いて國務省の方から、一九五四年は憲法改正準備の年、一九五五年は憲法改正の年、さういふやうなプログラムが出されて参りました。こ

ういううにアメリカの意向が變つて参りますとたんに、日本国内における憲法改正論が、あたかも解き放たれたようににわかに出て参りました。こゝういふ点から考へて参りました、私たちは現行憲法の改正については、うわべにおどりで出ている議論をなさず、おの改正論者よりも、もつと奥に、日本の憲法を改正せしめようという何者かが動いて見ざるを得ないわけですから。また先ほど先生も、アメリカも喜ぶだろうというお話でありました、が、こゝういふところにむしろ重点がありはしないか。日本が昭和三十三年に三十五万の軍隊を持たなければならぬといふような約束をしてきたものであります。こゝういふことを実現いたして参りましたにも、またアメリカが最近日本に対する戦略的な方向を変えて参りました点から見ても、私たちはその推定せざるを得ないわけですから。先ほど先生のお話を承つておきますと、非常に先生の個人的な純粋なお気持ちから、いわゆるナシヨナリズムの立場から改正論をお唱へになつておるようですが、しかし個人がいかに純真にナシヨナリズムの立場から改正論をお唱へようとも、実はそれは客観的な大きな流れに逆に利用されていくんじやないかといふような危険を私たちは感ずるわけですから。先生のお説も、意図するところにかかわらず、結局はアメリカ製の憲法改正論の手助けをなすといふ結果に終りやしないかといふことを、私たちはおそれます。そゝういふような点についても、先生はどうか考へになつていらつしやいますか、伺わせていただきたいと思ひます。

○神川公述人 飛鳥田先生のような、そゝういふ心配を持つていらつしやる方がたくさんあると私は思ひます。でありますから申します、少くとも私は、昭和二十六年追放解除と同時にやり出したのであります。まだマッカーサーもおつたのです。マッカーサーは五一年の四月十六日に日本を去りましたが、私は、マッカーサーがおるころからやり出したのです。それからリッジョウエーの時代を通じて、猛烈に私はやつたのです。今の憲法といふものは占領憲法だ、実はそゝういふことを言ひ出したのは、日本において私が初めてなんです。日本人はそれを知りなかつたのです。ですから、私はアメリカのためにするとか何とか、そんなことを考へたわけでは決してないのです。のみならず、一体アメリカのニクソンであらうがだれであらうが、とにかく初めは日本の軍隊を禁止し、またやがて必要があれば軍隊を作つてくれなといふようなことは、非常にステーツマンシップがなかつた、私は今度ダレスが来ますから、そゝういふ注文を出しておきます。アメリカ人は、もう少しステーツマンシップを持て、私は、その点アメリカ人は確かに、はなはだけしからぬと思ひます。しかしながら、われわれは、決してアメリカのために再軍備するとか何とかいふようなことは、全然考へておりません。むしろ僕などは、とにかく日本は再軍備をしなければ国家にならない。いつまでも植民地、属国だから、とにかくそれを脱却するには、どうしたてまらずみずから守らなければいけない。ですから、アメリカの勢力を排撃するために私はやつておるのであります。

や、その結果は排撃にならない、かえつてアメリカの勢力に屈服することだといふ御意見ですが、私はそゝうは思ひません。今の状態のままで続いていったらば、いつになつたらアメリカの軍隊の基地が解放されて独立日本ができたのか、実は、それは私はお聞きしたいのであります。私は、とにかくそんなことでは日本は永久にアメリカの植民地であるから、何としてもそゝういふ境遇を一日も早く脱却したい、そゝういふ念願から言つたわけなんです。

○飛鳥田委員 今お説を伺つて、先生のお説はよくわかつておるのですが、現にその危険を私たちは感ぜざるを得ない証拠を持つてゐるわけですから。たとえば、鳩山一郎さんが自由党の憲法調査会に御出席になりまして、憲法改正の必要を論ぜられた中で、こゝういふことを言つておられます。アメリカと日本はいつまでも緊密な関係を保つていかなければいけない。ところが自分の見るところでは、最近この関係は下り坂である、冷却に近づきつつある。従つて、アメリカとより親密になるために一刻も早く憲法を改正しなければならぬとおつしやつてゐるわけですから。これは、まるで失われていく愛情を取り戻そうとするために厚化粧をする媚婦に似てゐると思ひます。先生は、個人としてナシヨナリズムの立場に立つて憲法改正をお唱へられている。だが、現実は一國の責任ある方々がこのやうな考へ方に立つて今憲法改正を行おうとしてゐるのです。もしそゝうだとすれば、先生の良心的におつしやることが、実はそゝういふ方々のお手助けを

なされる結果に終つてしまひはしないか、こゝういふことを私たちは衷心からおそれます。はなはだ恐縮であります。が、最後ですから述べさせていただきます。は憲法改正を否とする考へ方、こゝういふことを述べます場合に、それがどういふ効果を生むか、国内的に国民にどういふものを与えるかといふことを一つ慎重に御考慮をいただいて、お述べをいただきますようにお願いしたいと思ひます。もちろん私たちの社会党も、そゝういふことを十分考慮して述べつもりであります。が、どうぞ一つこのことを最後にお願ひをいたしまして、僕の質問を終わります。

○山本委員長 次は大坪君。

○大坪委員 私が尋ねたいと思ひました事項は、大伴閣僚の委員の諸君から尋ねられました、特に神川先生によつてきかれて明快に、私のお尋ねしたいと思ひます事柄等についても説明をいただきましたから、神川先生にお尋ねしようと思つておつたことは、もうこれで私がこれ以上お尋ねする必要はないように思ひます。ただ、神川先生もお述べになりましたが、中村さんや戒能さんの御発言の中で、少し私疑問を持つところがございますから、それらの一、二の点についてきわめて簡明に一つ御両所にお尋ね申し上げたいと思ひます。

まず中村先生に対してでございますが、現在の日本国憲法の制定のいきさつから、自主性を持った立法であつたかどうかといふことが今問題になつておるわけでありまして。先刻中村さんの御発言の中に、今の日本国憲法も、国会が承認したのだから、これは国民の意思があつたと見なければならぬ、こゝう仰せられました。もちろん手続上国会が承認したといふことは、その通りでございます。そこで、お話の中に、今の憲法をマッカーサー憲法と言ふなら、明治憲法は明治憲法と言ふのなら、井上毅憲法と言つた方がむしろ合ひ、こゝういふやうなお話があつたので、実は私お尋ね申し上げたいと思ひるのであります。私どもは、今の憲法はこれのまま昭和の時代にできた憲法だといつて残すことはとてもできない。将来私どもの子孫から笑われることのないやうに、私どもは間違ひのない憲法だとして将来私どもの子孫に残せるものを作りたいと思つておるわけなんです。そこで問題は、今の憲法が占領中に制定されたといふことは間違ひのない事実である。占領軍といふものはどういふものかといへば、戦勝国がその戦勝の効果を確実にするために、戦敗国の領土に侵入して、戦敗国の軍隊を撃滅して、戦敗国の政府の政治権力といふものを排除して、そゝうしてみずから戦敗国の領土において政治を行うこと、それが占領軍であり、占領軍の占領政治であると思ひわけでありまして。日本の戦敗の状況について見ましても、御承知のように、ポツダム宣言をそのまま無条件に受諾して、占領軍が入つてきて、そゝうしてマッカーサー元帥は上陸第一歩に、おれはこれから天皇及び政府を通じて占領政治を行うのだといふことをはっきり聲明しておる。そゝういふ事態であつて、かつ先刻神川先生も仰せられましたやうに、多数の者を追放しまして、言論の自由を抑圧した。そゝういふ状態のもとにおい

てできた憲法である。そこに私どもは問題があると思うのです。私どもの自由な意思、自由な発言、そういうものなしにできた憲法である。だから、先刻神川先生も仰せられました、同じ内容の憲法ができて、独立した以後の今日においては、われわれが自主的に自力で日本国の憲法を作り直そうという気持なんです。占領中に無理無体な押しつけられた、こういう印象のあるような今の憲法は、後生大事にして子孫に伝えるに忍びないというふうな気持なんです。

そこで伺い申し上げたいと思いますが、一体占領中には十分な主権があったかどうか。これはお尋ねをする必要のないことだと私は思うのですが、その点について、主権はあったか、なかったか、あったとしてどういう程度の主権であったか、そこを中村先生の御意思として一つお答え願いたいと思います。

○中村公述人 まず今の憲法制定の経過から問題になるわけですが、私は当時の議会がこれを承認したという点を強調いたしました。その強調したというところは、もちろん最後の当時の占領統治下におきましては、スキヤップがこれを承認しなければならなかったわけですが、しかし憲法の審議、内容を確定するという点については、国会がいたしまして、その国会がこういう内容を確定したという点については、当時の新聞などに公表されておりました、国民はこれをよく知っておるわけです。そうして占領行政の仕方として、少くとも表面上は国民の自由なる意思で憲法を作るといふ形をとりましたために、新聞などに国会の意思でこ

ういうふうな内容がきまったというふうに公表されている限り、それを後にスキヤップが否認する、許可しないというふうなことはやはり当時としてはできなかった。こういうふうな実は占領行政自身が民主主義の立場をとつて行っている、みずから制約があったと言わざるを得ない。でありますから、神川先生はスキヤップが最後に許可しなければ憲法はできないのだと言われけれども、その内容はまさに国会で決定した通りなんです。そういう点で、私は国会の承認という点を重視しました。そうしてまた現在の憲法学者が、ほとんどこぞって今の憲法を民定憲法と解釈しているのは、その点なんです。形式の上では旧憲法の七十三条の手続なんかによる改正でありますために、ある場合には旧憲法の延長であるかのような旧憲法が欽定憲法であるとするれば、何かその手続によつたかのごとくに見えますために、一種の欽定憲法なんだ、こういうふうな解釈もできないわけじゃありませんが、しかし学者がこぞって民定憲法として解釈している根拠は、まさに国会の意思によつて内容が確定したという点にあるわけなんです。そういう点で、私は国会の承認という点に重点を置くわけなんです。そのことは、また同時に、憲法の制定の手続という点よりも、内容に重点を置くという点を意味するわけなんです。今大坪さんがおっしゃった、将来今の憲法で悔いを残さないかと言われますが、その問題は、つまりその内容について問題になることで、形式的な手続については第二だと思ふのです。そういうことから、やはり今の憲法が民主的であるということ、こ

の点に重点を置くわけです。これに対して、また具体的に改正の問題が出ておるわけですが、その改正の諸問題を見ておきますと、これは何といつても民主主義を逆行させ制限させるものであるというところは、先ほどからわれわれが申し上げておる通りなんです。従つて、ただ抽象的に憲法改正がいいかどうかじゃなくて、今の情勢において憲法改正が問題にされたのは、まさに民主主義を逆行させるために、民主主義を制限するために改正が行われようとしていっているために、特にこの改正に反対だということを申し上げておるのであります。一般的、抽象的に改正していいかどうかといいますが、私どもは、長年の憲法の講義で、いとも悪いところも知つておりますが、今の改正がまさに民主主義を逆行させるという点、そこで反対しているわけなんです。今日の日本の憲法擁護運動もまさにその通りなんです。民主主義の擁護、民主主義といふものは、まさに国民の立場というものを擁護するということです。

それから先ほどの御質問の中に、憲法が制定されたときの主権の問題はどういうことであるか、国際法的に問題になります。国家の主権という意味においては、当時の主権は制限されておりました。マッカーサー総司令官の権限のもとに天皇及び日本政府はありましたが、マッカーサーは超憲法的な権限も持つておりました。当時の主権は制限されておりました。しかし、そのことと憲法問題として重要な国内関係における主権の問題としましては、国民主権ということが明瞭にされているわけなんです。今憲法を問題にしているわけでありまして、その意

味で、国家としての主権は制限されていたけれども、そこで作られた憲法の内容は、まさにボツダム宣言以来の日本の国民の意思を尊重する……

○山本委員長 同一事項に対する御説明は簡単に願います。

○中村公述人 従つて、国民主権というのを確立するという立場をとつております。

○大坪委員 どうもこれはやはり堂々めぐりになると思います。あなた方と私どもと、どうも世界が違ふようだから、これは仕方がないと思うのです。そこで、これ以上その点は私はお尋ねいたしません。これはもうはつきりしている。

それで、次にお尋ねしたいと思ふのは、これはもう松本泰治博士とか、今の憲法を作るとき御参画になつた方々の、当時のいきさつをずつとお述べになつたものがございます。が、そういうものを見れば、日本人として、ただ平然として見過ごすことはできないものだと思ふのです。ほんとうの日本人の気持に返れば、どうして今のままで平然としておれぬと思ふのです。しかしこれらのことは申し上げません。先刻中村さんは、マッカーサー司令部から押しつけられたと修正しなければならぬという気持は、国民の気持でもあるのだ、だから、われわれ日本国民の中から改正をしようとしたのだ、ところが当時の内閣から出された改正草案というものは拒否された、それはその通りです。それよりもあまり言うや何ですが、それから先刻のあなたの御発言の中に、日本政府から案を出したけれども、それ

はどうも民主的になつておられようだ、だから、日本政府にはまかせられないというので、マッカーサー司令部から原案を出した、こうおっしゃいました。私どもから見ますと、当時どういういきさつであつたにしても、日本政府というものは私どもの国の政府であり、私ども国民の政府であります。それにまかせられぬからというので、マッカーサー司令部の出した案がいいのだ、こういうふうなことで、その案を尊重する方がよいのだ、こういうあなたのお気持の発言のように思われる。これは、私はともでもないことだと思ふのです。たといふことであつたにしても、日本人が日本政府を信頼せずして、そうして強力なる軍隊をもつて押しつけておる占領軍の意思がもつと正しい、民主的である、それが民主主義にかなうことである、こういう考え方は、私どもはとうてい常識をもつては判断のできない考え方のようには思ふのです。これはどうしてもしやらない卑屈な、強大な勢力には屈服する事大主義の思想に基くのでなければ、こういう考え方の表示というものはできぬものだ。日本政府が作つた案は信頼ができません、それで強硬なる占領軍の出したのが信頼できる、だからそれは民主的であり、賛成できるのだというところは、日本人としてはえらい卑屈千萬なる発言ではないかと思ふのですが、その点はいかがでございましょうか。

ついでにもう少し申し上げますが、先刻神川先生もお話しになりましたし、同僚の諸君からもお話しになりましたが、私も実は当時追放中だった。今の憲法ができるときなんかは、やはり憤

味で、国家としての主権は制限されていたけれども、そこで作られた憲法の内容は、まさにボツダム宣言以来の日本の国民の意思を尊重する……

激にたえなかった。学者でなかったから、意見の発表の能力なんかなかったわけですが、占領が終了して独立したら、当然われわれ自身がこれでは憲法を改正しなければならぬと思った。ところが、そこで私も思いますのは、今のフランスの憲法や西ドイツの憲法について、西ドイツは憲法と言わないで、基本法と言っているようです。こういうふうに、当時の国会議員の諸君なり、あるいはあなたの方のような勇敢なる学者が、こういう条件でもつけろというくらいな勇気のある発言なりをされたらどうだろうと実は私は思った。強大なる当時の占領軍の圧力にただ文句なしに屈して、文句を言うことと追放になる、追放がこわいからでしよ、文句なしに屈して、こういふ西ドイツやフランスのような憲法の条項も入れ得なかった。これは、私は非常に残念だったと思っているのです。その点について、あなたは、日本国憲法もせめて西ドイツのような制限規定や、フランスのようなこれを拒否するようない規定があつた方がよかつたのじゃないかというようにお考えになりませんかどうか。今の二点をお伺いしたい。

○中村公述人 私自身の戦後やってきましたことを申し上げますと、私も多少関係あるのですが、私も終戦後民主的な憲法を作らねばと主張し、そういうことを主張した団体、あるいは政党も相当ありまして、そしてその意見とマッカーサー側の草案というものはかなり近かつた、これは先ほど申しましたように、マッカーサーの政策の中に、一面占領行政的な要素、つまり植民地的な要素と、もう一つは、世界の民主主義の大道を歩もうとする、その二つの要素がマッカーサーの占領政策の中にあつたと思ひます。その民主化政策とわれわれの主張とは共通するものがある。そういう点で、このマッカーサーの出した草案というものの大部分を私も支持していいという感じでありました。しかしおそろく日本で、憲法の草案のできましたときに、これはマッカーサー草案だと私が最初に申しました。それは、日本タイムスにあの翻訳というものが出ましたときに、それを私が日本文と対照してみますと、日本タイムスに発表されたものの方が条文が多い。そこで、私次の日すぐそういうことを新聞に書きました。でありますから、マッカーサー憲法だということを言つたのは、マーク・ゲインじやなく、私が一番早かつたと思つたのです。その後国会でも、私の問題にしました。そういう個所を取り上げていつた方もおられましたし、私は、そういう意味で、マッカーサーがこの憲法を作つたのだというところをもちろんだん然として申しましたし、そうして、だからと言つてそれを無視していいと言つたのではないのです。私は、そのマッカーサー草案と称するものに對して、もつと民主的にしていいのじゃないか、たとえば戦争の放棄の規定なんかについて、日本の国民が個人として志願兵の形で外国の軍隊に従軍するということ禁止する、こういうことを明確にしなければ戦争放棄は徹底しない、こういふような意味で、マッカーサー草案と称するものを批判しました。そういう立場から、今の憲法の原案となつたものよりも、もつと民主的にすべきだ

ということを主張したわけです。従つて、今の憲法に對しても、もつと民主的にすることはいいと思ひます。しかし今の改正は、その逆でありますから、私は反対しておるのです。今の憲法を改正するかしんないかという問題は、まず第一に、世界の民主主義の問題に連なつてゐるわけです。われわれは、民主主義を擁護するために、今憲法を擁護しなければならぬというふうに考えてゐるわけです。

○大坪委員 今あなたのお話では、今の憲法改正の意図は、現内閣及び自由民主党の計画してゐるであらうところの改正の意図は、民主主義に逆行すると仰せられたけれども、それは、自由党ではかつて発表しておりません。まだ党議がまとまつたわけでも何でもありません。一部のものが調査をして印刷をしたというだけの話なんです。改進黨のことも私は知らない、おそらく改進黨でもその程度だろうと思ひます。自民党にはまだそういうものはございせん。これから憲法改正草案の研究を調査会に委任してやろ、こういうのです。逆行するか逆行しないかということはまだわからないのです。東に行くか西に行くか、汽車ならちゃんときまつてゐるからわかるのですよ。それで、まだどつちに行くかわからぬのに、初めからあつちに行くであらうといつて反対するとは、私もよくわからない。だから、調査会といふものができれば、先刻成能さんは入らぬ、こう仰せられたけれども、私は、調査会といふものが設けられて、国会議員も何人か入りますが、学者もお入りになる。それで、学者でたとへば中村先生のような反対論をお持ちになつておられるであらう方にもお入り願ひなうといふことであれば、お入りになつて、あなたが御心配になつておるような、たとえば強力なる再軍備をしようといふことを極力拒否する、あるいは基本的人権を乱そうとすることがあれば極力拒否するといふことをさるべきであると思ひます。まだどつちのものかわからぬといふようなものに、初めから反対するといふ立場をとられるといふことはいかがかと思ひますが、かりに調査会に招請されれば、あなたはどうされますか。おやりになつて敢然と反対しますか。おやりのお氣持がございますかどうか、これは直接関係がないようですが、お伺いしたい。

○中村公述人 今のところ、憲法調査会はまだ改正のために発足されようとしておりますから、私はそういう意図を持ってゐる限り入りませんけれども、しかし今大坪さんがおっしゃつたように、必ずしも改正するのではなくして、改正反対派の意見も十分尊重する、十分という意味は、ある場合には改正しないという結論も出ますよ、私は入つてもいいと思ひます。問題はいろいろ調査会ができるかといふことです。

○山本委員長 大坪君にお願いしたいのですが、もうすでに二十五分になりますから、簡単にして下さい。

○大坪委員 四十分の例があります。簡単にやります。

○山本委員長 例はありまして、与党ですら、御猶予願ひます。

○大坪委員 もう一つ、憲法学者ですら、中村さんにお尋ねしたいと思ひますが、私どもは、半独立したいなものであるけれども、一応平和条約を結んで独立国になつたと思ひます。独立国には自衛権がある、こゝ私に思ひます。自衛権があるといふことに御異論はなからうと思ひます。ところが、自衛権といふのはどういふものであるかといふことが問題になると思ひます。私どもは、自衛権といふものは、現実にはわが国に對して急迫不正な侵害があつた場合に、国土なり国民なり、あるいは国民の財産なりにそういう不正の侵害がある場合には、実力をもつてこれを排撃するといふのが自衛権だろふと思ひます。私もそう思ひます。それがなければ權利といつて權利でない、何ものでもない、それは単なるお経みたいなものである、自衛権といふものは、この急迫不正の侵害を現実には排斥するといふ力だろふと思ひます。が、いかがでございましょうか。

○中村公述人 自衛権といふものの規定であります、人間の生命を守るという意味で、基本的人権に連なる意味での自衛権であるとすれば、これは当然憲法上も認められるわけです。しかし、だからといつて、そのために武力行使するといふようなことは、今の憲法は禁止しております、その武力行使といふものの限界であります、自分たちの生命が危険にさらされるような場合に、それを防衛するといふような場合の正当防衛的なものは、もちろんあります。しかしそういう自衛権の名をかりて近代的な武裝をしたり、また戦争類似の現象を起す、そういうことを憲法は禁止しておるわけです。

○大坪委員 そういたしますと、私どもは、急迫不正の侵害があつたらこれ

を排撃する力がなければいかぬと思うのでありますが、中村先生のお考えでは、急迫不正の侵害があつて国土を荒らされ、国民は暴行を受け、凌辱される、財産は略奪される、殺戮される、そういう事態が起つたときに、正当防衛的なものでできるといふのか。それなら竹やりでも作つて、荒木大將みたいにこれを防げといふのでございませうか。何か少しは準備をして、日本の国といへども、ただずらとこれに突入つてこれなぞ、少しはだれか守るものがあるぞという態勢をやはりとつておくのが、自衛権を確保するゆえんだらうと私は思ふんですが、敵が来たら、こんな竹やりでも作つてやるのが自衛権でございませうか。具体的に一つ御説明をお願いします。

○中村公述人 今日、緊急防衛権に關連しますが、つまり最小限の警察権であると思ひます。それは軍隊というふうな規模のものではないと思ひます。ただ問題なのは、つまりそういう侵略を前提として今の憲法は作られておりません。この点は憲法の性格、考え方、甘いと云われるかもしれませんが、どうも、ちやうどこの憲法のできまじつた當時は、国際情勢として、軍国主義や侵略主義の日本やドイツが敗北して、そして民主主義諸国の間には——ソ連やアメリカの考え方は違ひにしても、軍国主義や侵略主義に對しては、共同に反對して戦つたといふ共通の線から、世界の民主主義諸国の考えは違ひついても、両立し得るといふ前提をもつて今の憲法が作られた。ただその間、朝鮮戦争その他インドシナ戦争なんかが起りましたときに、やややういふことがほんとうに国際上守られる

かどうかといふことについて、多少疑問がありましたが、しかし現在の世界情勢は、ますますアメリカもソ連も平和共存の可能性を信じ、また水爆時代においては、そういう国際紛争といふものは、従来のような形では起り得ないといふことの見通しがつております。こういう国際的な見通しの中で今の憲法が意味を持てているので、ただそれを観念的に、外国から侵略された場合はどうかといふようなことを問題にするのは、世界の大勢に合致しないと思ひます。

○大坪委員 その点は、私もあまり議論になるようなことは避けたいが、ただ、たとえば李承晩ラインという問題がある、これで日本人の生命財産が侵略されておる、これに對して何らの防衛の力もない、やるかやらないかという問題は政治論ですよ、しかし私どもは侵略されておると思ひます。これは自衛する権利が当然あり、また力もなければならぬと思ひます。ですから、今の原水爆ができたような時代には侵略がないなどという考え方は、とんでもない考え方だと思ひます。しかしこれは議論になるおそれがあるから、やめたい。

次に、もう一点お伺ひしたいと思ひます。これは、これは社会党の諸君にはお気の毒ですけれども、数日前の新聞によりますと、社会党声明といふものが出ております。その一節に、国の安全と生存権の保持は、あげて平和を愛する諸国民の公正と信義にゆだねらるべきである——これは憲法の前文に書いてありまして、それをその通り御引用になつておる。そこで私は、非常に疑ひを持つのですが、御承知の美濃部達吉先生の新憲法概論には、自

力をもつては国の生存権を維持することを得ず、国際信義に信頼することによつてのみその生存を保つことを得るの、は、独立国たるの実を失つたものである。これは、私は美濃部達吉先生の御議論に服します。私もそうだと思ひます。だから私の解釈では、社会党のこの間の声明は、日本国は独立国でないといふことをいふとおると思ひます。この点について、先生の御意見はいかがでございませうか。

○中村公述人 竹島問題をお話しになりましたので私も申し上げます。竹島問題について一言申し上げます……。

○大坪委員 それはいいのです。今の独立の点だけでいいのです。

○中村公述人 美濃部先生の書かれたことを今お聞きしましたが、美濃部先生の書かれた憲法概論は、先生がなさらぬまゝ直前に書かれたものでありまして、まあ先生としては晩年のものでありまして、しかも旧憲法時代の憲法概要とか、憲法精義というやうなものを持つていた体系的の精彩を持つておりません。従つて私どもは、現役の憲法学者でなくなりつつあつたといふふうに思ひ、また私の先生ではありますけれども、私は美濃部先生の憲法論を批判して参りました。従つて、先生がそういうことを言われおるとすれば、その点において、すでに先生の考え方は相当古くなつておつたといふふうに考えます。私は独立国家であつても、国際的な信義を守り、国際社会の平和を守つていくのは当然であると思ひます。

○大坪委員 私のお伺ひしておるのは、自分の生存権を他国にゆだねておるの、は、独立国じゃない、こゝういふことは美濃部先生は仰せられておる、私もそう思ひます。自分が自分の国を守り得ずして、他国に自分の生存を守つてもらふといふやうな自主心のないことじゃないか、独立の国家じゃない、独立国である以上は、少くとも自分の国は自分で守るだけの自衛の力を持たなければならぬ、こゝういふことです。

○中村公述人 一国が他の国の保護を受けようとする場合には、これは独立国じゃありません。ところが、世界は国際社会のもとで国家が存立しておりまして、従来の主権国家という概念に於いて、主権が存立するに於いて、むしろ国際政治の常識であります。つまり、一国が他の国に從属することは独立国ではありませんけれども、国際社会に對しては、一国がその生存を信頼するといふことは、独立国家、それから国家の主権を害することではないと思ひます。

○大坪委員 もう一点、それは……。

○山本委員長 大坪君に御注意申し上げます。あなたはすでに三十分以上になります。簡単に結論をお願いします。

○大坪委員 あなたのお考えになつておるやうなことで、やはり集團安全保障のやうな方式でないと守れぬといふ意味だと思ひます。その場合に、自分の方は全然ゼロであつて、みな人に守つてもらふといふことがあり得るかと言ふのです。日米安全保障条約は片務条約だといわれておる、私もそう思ひます。これは、日本がゼロであつて、アメリカが十か百であるからです。こ

れは間違ひのないのです。將來集團安全保障という方式を日本がとるにしても、日本自体も幾らか自分で自分を守る力を持たなければ、こゝういふことはあり得ないと思ひますが、こゝういふ点はどうでしょう。

○中村公述人 それは、集團安全保障の形式がどういふふうになるかといふ問題もありますけれども、むしろ日本としては、國連の中で自分たちの保障を考へるというのが正道であると思ひます。ところが國連加盟についてある程度の警察軍を持たなければならぬといふことをよく言ひますけれども、これは、ややこじつけでありまして、昨年日本の國連加盟が問題にされたときに、たまたま台湾の国民政府があつた態度に出ましたために、國連加盟ができなくなつたのでありますが、そういう問題が起つたときに、日本には警察軍がないから國連に加入させないといふことは、少しも問題にならなかつたのです。つまり、日本に警察軍があつたらうとなかろうと、そういうことに關係なく、日本の國連加入が問題にされてきたわけですから、その意味から申しましても、日本は特別に軍隊を持たない國であるといふことは、國際社会において認められるものと思ひます。

○諸ヶ久保委員 神川先生に質問を予定しておりましたが、お歸りになりましたので、その点はやむを得ませんが、一つ二つだけ中村先生でも成程先生でもけっこうでございませうが、お聞きしたいと思ひます。それは、ただいま本会議の緊急質問でも問題になつたのでありますが、鳩山首相は、本委員

会やその他の会合において、たびたび  
こういふことをおっしゃっているの  
であります。自衛隊は、自衛隊法がで  
きる前は憲法第九条に違反しているとい  
うふうに考へておつたが、一度自衛隊  
法が制定された以上は、自衛隊法に  
よつて認められたのだから、従つて憲  
法には違反しない、かういふことを  
おっしゃるのです。それで、ただいま  
本会議場で同僚の佐竹晴記君が緊急質  
問に立ちまして、この点について痛烈  
な質問をしたのでありますが、やはり  
鳩山総理は同じことを言つておる。私  
は、このことは非常に重要な内容を  
持つておると思うのであります。現在  
の憲法の無視はもちろんであります  
が、もし憲法の条項の内容が、国会の  
多数によつて決定される一法律によつ  
ていかようにも変更されるということ  
は、明らかにいかなる憲法も無視す  
るという態度がはつきりするものであ  
ります。このことはいかによくに弁解しま  
しよとも、鳩山首相並びに鳩山首相  
を頂点とする自民党の諸君の中に、一  
つのフワッシ的な考へ方が非常に  
残つておるからです。先ほど神川先生  
や大坪保雄君などは、追放ということ  
について申されておりましたが、私は  
あの戦後の追放は当然だと思つたのであ  
ります。私どもは戦争中、当時の治  
安維持法というあの悪法によつて、  
ちよつとこいといふことで三年も四年  
も刑務所につなされ、あらゆる拷問を受  
けて参りました。かういふた善良な人  
民を悪法によつて縛り、これを痛めつ  
けてきた。かういふたことをやつた諸  
君は、死刑になるのはもつともなく  
らいで、追放等は当然であります。こんな  
連中が寄つて憲法を作つたら、これは

役に立たぬ、従つて私は、大坪君その  
他が追放になつたのは当然の処置で  
あつて、これは、日本が今日民主国家  
として立つたためには、追放が大きな貢  
献をしておると思ふのです。その点、  
私の立場としてはつきり申し上げる。  
さらに自民党の諸君は、当時の議員とし  
て、何とか課長に見舞われて何ら改正  
できなかつたといふ。もしこんな議員  
ならば、責任を負つて辞職すべきだと思  
ふ。そういう議員がこの議場にある  
ならば、私はまことに不幸なことだと思  
ふ。それはそれとして、今申しまし  
た鳩山総理の、法律によつて憲法の内  
容が変えられるといふことは、私は重  
大なものを持つておると思ふのです。  
これは神川先生にも聞きたいと思つて  
いたのでありますが、もしかういつた思想が  
憲法の改正の中に流れおるとすれ  
ば、よしどんな憲法を作つても、憲法  
は死文化して、時の政権を取つた手党  
によつていかようにも変更できるとい  
ふことを、ここにはつきり暗示してお  
るのであります。この点に対して、  
簡単な言葉でけつこうです。憲法  
学上からはつきりしたお答えを願ひた  
いと思ふのであります。

法が、国会の単なる多数決で決定される  
ような法律によつて修正されたりする  
といふようなことは、法の秩序を乱す  
ものであります。ことに今の憲法で  
は、もしかういふ憲法に違反するよう  
な法律ができた場合は、旧憲法時代と  
違ひまして、最高裁が最終的な決定を  
するといふ制度を八十一條できめてお  
ります。従つて、自衛隊が違憲である  
かどうかといふことについては、法律  
ができたからといつて違憲でなくなつ  
たのではないので、その問題は、最終  
的には最高裁によつて法的に決定され  
るべき問題で、それまでは、その自衛  
隊法が違憲であるかどうかといふこと  
は、国民の間でも国会においても、自  
由に問題にされるのは当然でありま  
す。

法が、国会の単なる多数決で決定される  
ような法律によつて修正されたりする  
といふようなことは、法の秩序を乱す  
ものであります。ことに今の憲法で  
は、もしかういふ憲法に違反するよう  
な法律ができた場合は、旧憲法時代と  
違ひまして、最高裁が最終的な決定を  
するといふ制度を八十一條できめてお  
ります。従つて、自衛隊が違憲である  
かどうかといふことについては、法律  
ができたからといつて違憲でなくなつ  
たのではないので、その問題は、最終  
的には最高裁によつて法的に決定され  
るべき問題で、それまでは、その自衛  
隊法が違憲であるかどうかといふこと  
は、国民の間でも国会においても、自  
由に問題にされるのは当然でありま  
す。

法が、国会の単なる多数決で決定される  
ような法律によつて修正されたりする  
といふようなことは、法の秩序を乱す  
ものであります。ことに今の憲法で  
は、もしかういふ憲法に違反するよう  
な法律ができた場合は、旧憲法時代と  
違ひまして、最高裁が最終的な決定を  
するといふ制度を八十一條できめてお  
ります。従つて、自衛隊が違憲である  
かどうかといふことについては、法律  
ができたからといつて違憲でなくなつ  
たのではないので、その問題は、最終  
的には最高裁によつて法的に決定され  
るべき問題で、それまでは、その自衛  
隊法が違憲であるかどうかといふこと  
は、国民の間でも国会においても、自  
由に問題にされるのは当然でありま  
す。

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局